

第101回宍粟市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和3年12月8日（水曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 12月8日 午前9時30分宣告（第2日）

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（16名）

出席議員（15名）

1番 中本隆敏 議員	2番 垣口真也 議員
3番 神吉正男 議員	4番 浅田雅昭 議員
5番 八木雄治 議員	6番 西本諭 議員
7番 前田佳重 議員	8番 津田晃伸 議員
9番 山下由美 議員	10番 大畑利明 議員
11番 田中一郎 議員	12番 林克治 議員
14番 今井和夫 議員	15番 大久保陽一 議員
16番 飯田吉則 議員	

欠席議員（1名）

13番 宮元裕祐 議員

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長 小谷慎一 君	書	記 大谷哲也 君
書記 小椋沙織 君	書	記 中瀬裕文 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	福元晶三君	副市長	富田健次君
教育長	中田直人君	市長公室長	水口浩也君
総務部長	前田正人君	市民生活部長	森本和人君
健康福祉部長	津村裕二君	産業部長	樽本勝弘君
建設部長	太中豊和君	一宮市民局長	上長正典君
波賀市民局長	坂口知巳君	千種市民局長	福山敏彦君
会計管理者	前川満君	総合病院副院長兼事務部長	菅原誠君
教育委員会教育部長	大谷奈雅子君	農業委員会事務局長	田路仁君

(午前9時30分 開議)

○議長(飯田吉則君) 皆様、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

御報告申し上げます。

宮元裕祐議員より本日の会議を欠席する旨の届けが提出されておりますので、御報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長(飯田吉則君) 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき順番に発言を許可します。

まず、中本隆敏議員の一般質問を行います。

1番、中本隆敏議員。

○1番(中本隆敏君) 皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、1番、中本隆敏、通告書に基づき大きく2点質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症もワクチン接種が進み、下火になったかと思われましたが、新たな変異株オミクロン株が見つかり、諸外国ではワクチン接種を終えた後感染が確認される、いわゆるブレークスルー感染も広がっています。

ちなみに、隣国、韓国でも日本と同じ程度の高い接種率ではあるが、新たな感染者数が1週間平均で5,000人を超えている状況だと聞いております。もちろん韓国とは使用接種ワクチンのメーカー等も違いますが、世界的に見ても増加しておる傾向だと聞いております。

また、国内でも行動制限緩和に伴い、感染者が下止まり傾向になり、第6波の到来も報道やAIで予測されています。

ワクチンの3回目接種も検討される中、自宅待機者も第5波同様に多く出ると予測もされております。

私自身も7月末に新型コロナウイルス感染症に罹患し、多くの御心配と御迷惑をおかけしました。また、健康福祉部から自宅待機者向けの支援物資を配付いただき、大変助かったことも記憶しております。

そのときのことですが、自宅待機者には健康福祉部からパルスオキシメーター、体温計等が貸し出され、日々の健康チェックを龍野健康福祉事務所の指導のもとに行いました。私は、基礎疾患があるので、3日ほど自宅待機をし、その後入院にな

りましたが、自宅待機時に酸素飽和度が92程度になり、息苦しさを感じたのですが、夜間だったため県の窓口しかなく、大変心細い思いをしました。そこで、市民の安心・安全の観点から、市独自の夜間健康相談窓口の設置について伺います。

コロナのみならず、医療的な内容でもあるので、例えば総合病院や訪問看護ステーション等に業務委託を行い運営していただくことを提案させていただきます。

続きまして、通学路の安全点検及び市内街灯設置についてお伺いします。

現在、通学路の安全確認は3年に1回の見直しとのことであるが、できれば毎年PTA・見守り隊の皆さんとともに見直していただきたいということを思っていたのですが、これはもう直近で見守り隊等へのアンケート等で要望を聞いていただいていますので、こちらの答弁は結構です。

また、宍粟市は空き地、空き家が多く、民家の明かりが少なくなり、冬場は夕方部活を終えて帰る生徒などはかなり暗くなっております。現在、自治会の協力を得て、LED街灯の設置をしてもらっていますが、大きく区画の空いている場所、例えばNTT跡地の周辺など、かなり暗くなっております。最近健康のためにウォーキングをされる方も多くなり、健康維持、また子どもたちの防犯の観点からも暗く、防犯上問題な場所等は市で街灯の設置を検討してみてもはいかがでしょうか。

また、都市部のように防犯カメラの設置も併せて検討していただいてもどうかと思います。

以上、2点お伺いし、1回目の質問を終わります。

○議長（飯田吉則君） 中本隆敏議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 皆さん、おはようございます。どうぞ本日もよろしく願い申し上げます。

それでは、中本議員、大きく2点の御質問をいただいております。夜間の健康相談窓口につきましては、先ほどお話があったとおり、コロナの関係で御自身のいろんな体験のもとに、宍粟市の対応等についても触れていただきました。さらに、そのことも我々としては今後の第6波に向けて十分その対応をさらに向上させなくてはならないと、こんなふうに思っているところであります。そういう意味では、そういったお話、大変ありがたくお受けしたいと、このように思います。

ただ、夜間の健康相談窓口につきましては、いろいろあるところではありますが、担当部長のほうから当面の考え方について御答弁させたいと思います。

私のほうからは、通学路の安全点検等々のことにつきまして、御答弁申し上げます。

せていただきたいと思ひます。

毎日のニュースで犯罪も大変複雑多岐になっておりますが、その中でも特に子どもが巻き込まれる通学路での交通事故、さらには高齢者の皆さんのドライバーの痛ましい事故等々が報道されます。大変悲しい状況も日々見受けておるところであります。

特に、今年の6月に発生をしました通学路の関係であります、千葉県八街市で下校途中の児童5名が巻き込まれるという大変痛ましい事故があったところあります。それらを受けて全国一斉に緊急合同点検活動がなされたところあります。宍粟市も先ほどお話があったとおり、3年に1回の中で通学路の交通安全推進協議会の中でいろいろ協議をさせていただいて、プログラムを編成して、あるいは地元の皆さんや保護者の皆さんや地域の自治会の皆さんからもいろいろ御意見をいただく中で、その一斉点検を受けたことをしながら、順次改善を図っておるところであります。それは先ほどおっしゃったとおりであります。

さらに、今後についても、このことについては道路管理者、さらに警察、さらには学校や保護者や地域の皆さんと、いろんな意味で子どもたちの安全を守るという観点から、努めて協議をしながら改善を図っていききたいと、このように考えておるところであります。

そういう意味で、市としましても、さらなる安全・安心のために、このたび上程をさせていただいております交通安全対策基金を活用させていただいて、子どもや高齢者の交通安全教室の充実、さらには通学路の交通安全施設の整備、さらに交通安全対策や防犯対策の充実・強化に努めていききたいと、このよう考えておりました、その目的をもって基金を造成させていただいて、今、上程をさせていただいております。

防犯灯の設置につきましては、犯罪及び交通事故の防止を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する観点から、自治会が事業主体となる新たなLEDの防犯灯の設置であったり、あるいは既存の防犯灯のLED化に対しまして、補助を現在行っておるところであります。

引き続き自治会の御協力を得ながら、維持経費については自治会において負担をいただき、新規設置につきましてはこの補助制度を使って整備する中で、市として支援をしていききたいと、このように考えております。

なお、防犯カメラの設置につきましても同様の補助制度を持っておりまして、引き続き安全・安心のための自治の支援に努めていききたいと、このように考えており

ます。

いずれにしても、市と地域、特に自治会の皆さんと協働で、この安全・安心をさらに高めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

私のほうからは以上であります。

○議長（飯田吉則君） 津村健康福祉部長。

○健康福祉部長（津村裕二君） 私の方からは、夜間健康相談窓口についての御質問にお答えをさせていただきます。

夜間健康相談窓口の設置の提案でございますが、患者の方への医療的な相談に対応するためには、基本的には、身近な地域での予防から治療・介護にわたる相談支援を継続的に受けることが大切であり、普段から「かかりつけ医」を持つことで、緊急の相談にも対応していただきやすくなるのではないかと考えています。

御提案の訪問看護ステーションでは、現行の利用契約によるサービス提供に加えて、広く誰もが相談できる体制をとることは、民間を含めてマンパワーとか、そういう部分も含めてですが、非常に困難というふうに思われます。

また、総合病院においても、既に限られた人員の中で夜間救急への対応をいただいているところでありまして、健康相談に特化した業務の委託は難しい状況というふうに考えます。

今後のコロナに関する健康相談への対応としましては、先ほど議員から御紹介ありましたように、県の新型コロナ健康相談コールセンターに対応していただくというふうになると思いますけれども、それ以外の通常の医療相談に関しましては、日中の医療業務に加えて夜間まで対応できる民間医療機関は市内にはございません。市独自の夜間の相談体制を整備することは、医師を含む人的な確保や効率的な運営、また、財源の面からも非常に整備は難しい状況というふうに考えております。よって、できる限り平日の昼間等の通常診療時間に「かかりつけ医」に受診をいただきまして、早期治療に心がけていただきたいと、このように思うところです。

以上でございます。

○議長（飯田吉則君） 1番、中本隆敏議員。

○1番（中本隆敏君） 2点について再質問させていただきます。

夜間の話なんですけど、県の窓口もあるということで、僕もちょっと苦しくなったんで連絡をさせてもらったんですけど、医療的な内容を確認できないので救急車なりの対応をしてくださいたいということやったんで、救急車を呼ぶのもどうかなという

のもあって、すごく不安な面もあったんで、今後、続けて検討していただくなり、また来期に向けていろんな話をさせていただきたいと思うんですが、経験談なんですが、新型コロナウイルスは普通の風邪ではなく、本当に苦しいです。想像をしていた数十倍の苦しさでした。本当によく水の中でやっているという感じがするんですけど、吸っても息が入ってこないような状況で、かなり苦しい状況で、このような高齢者の方とか、体力の落ちている方とか、このあたりが大丈夫なのか、この方は悪くなるのが夜間はない、昼間のかかりつけ医の対応だけでできるのかということがすごく思ったので、本当になかなか予算の関係もありますが、そのあたりは考えていただきたいなと思います。

また、現在、新規の感染者数も少なく、すごくもう収まって終わったような状況であるかのごとく、皆さんいろいろ出られておる部分があるんですけど、処置2回でしっかりとした感染症対策やコロナ施策を見直すべきタイミングであると思いますので、そのあたりも相談対応をすべきだと感じています。

また、回復後の後遺症について悩まれている方もいらっしゃいますので、このあたりの相談窓口としても日中の部分で設置を考えていただけたらなと思います。

個人的な思いであるんですが、夜間の相談窓口があるだけで、一つの病院が増えたぐらいの感覚、安心感はあるんじゃないかなと思います。予算の関係もありますが、ぜひ検討していただきたいなと思います。いかがでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 津村健康福祉部長。

○健康福祉部長（津村裕二君） おっしゃるとおり、宍粟市の地域医療全般に係る話としましても、やはり地域の安全・安心につながる、そういった体制がとれれば、それは素晴らしいことだと思いますし、そこを目指すべきというふうには思いますけれども、現実問題としまして、やはり先ほどおっしゃいましたように、例えば宍粟市の公立の、市立の診療所がございましてけれども、ここに今般一宮北診療所をオープン予定で進めておりますけれども、これに際しまして総合病院のほうの医師の派遣ということで協力をいただいておりますが、それにつけてもやはり総合病院を含めて医療従事者の確保という部分には、なかなか簡単にそろえられる体制が整えられるというふうな現実にはございません。そういうふうなこともございまして、市の地域医療の今後の基本方針というふうなものも持つておるわけですが、やはり地域のかかりつけ医を持ちましょうというふうな、こういった将来に向けての方向性は市として持つておるところでございます。

現実問題、かかりつけ医への相談が不可能な場合につきましては、これまでどお

り、宍粟総合病院での救急対応で受入れいただくというふうな総合病院のほうは体制がとられておりますので、事前に電話相談により症状を伝えていただくことで、当直の先生がいらっしゃいますので、簡単な判断、至急来いとか、それは対応できなければ、救急車を呼ぶべきとか、そういった相談ぐらいは対応可能と思っております。

また、近隣では姫路市の夜間救急センターの救急受診が可能ですし、子どもにつきましては、兵庫県のこども医療電話相談、また、播磨姫路の小児救急の医療電話相談の窓口も設置をされております。先ほどもおっしゃいましたように、万一、急激な症状悪化で緊急性があるというふうな判断をされる場合におきましては、そういうときにこそ広域消防のほうで救急体制も整えておるといふことでございますので、そういった部分で必要な医療機関へのつなぎをお願いしたいというふうにご考えておるところでございます。

○議長（飯田吉則君） 1番、中本隆敏議員。

○1番（中本隆敏君） いろんな窓口があるということで御紹介いただいたんですけど、罹患された方はこんな感じのものを頂くんですけど、ここに2カ所しか書いてないので、個別の部分で小児の場合はこことか、こういうふうなことをもうちょっと書き足していただいたほうが安心されるんじゃないかなと思うので、そのあたりまた御検討をお願いします。

この窓口の件に関しては、これで終わります。

街灯の件なんですけど、今市長も言っていただいたとおり、補助金なりいろんな基金を使っていただいて、していただけるということなので、街灯がすごく暗い場所、市内でもすごく暗い場所があって、そのあたりも自治会とかそのあたりと話ししていただいて、ここは暗いよ、これは危ないん違うかということでも要望とかを聞いていただいて、その計画の一つに入れていただけたらなと思います。

このようなことなんですけど、小さなことからこつこつと安全なまちづくりをすることが人口減少に歯止めのかからない中、他のまちから移住先として選んでいただけるようなまちにすること、これが宍粟の子どもたちの明るい未来をつくると思います。

また、新型コロナウイルス関係でも多くの医療従事者や市職員の方々に御努力いただき、ワクチン接種も非常にスムーズに、かなり周りの自治体からもすごいなって言われる話は聞いています。臨時の発熱外来も一旦締めるような状況にまで抑え込んでいただいたという御苦勞をしていただきましたことに感謝するとともに、し

かしながら、全国的に多くの罹患者が発生し、また亡くなられた方もたくさん今回いらっしゃいます。主権者である市民の皆様が安心・安全に暮らせるまちづくりこそが私たちの責務だと考えています。

以上を申し述べまして、私の一般質問を終わります。

○議長（飯田吉則君） これで、1番、中本隆敏議員の一般質問を終わります。

続いて、大久保陽一議員の一般質問を行います。

15番、大久保陽一議員。

○15番（大久保陽一君） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、通告のとおり一般質問を行います。大久保陽一です。よろしく願いいたします。

今日が日本がさきの大戦が始まった日からちょうど80年目の日になります。改めて平和の大切さをかみしめる日にしたいというふうに思います。

また、宍粟市のほうでもこの3回目のワクチン接種が今準備されていることだろうというふうに思います。また、担当部、担当課、市役所の職員の皆さん、関係者の皆さんもこれからまた改めて大変な日が続くんだろうと思いますが、よろしく願いいたします。

さて、通告の中にありますネオニコチノイド系農薬についてなんですけれども、今年に入ってから宍粟市の中でもいろいろな学習の場が設けられております。みんなの勉強会で「知ることから始めようグリホサートという除草剤」という勉強会もされておられました。また、市が主催かどうかちょっと微妙なんですけれども、間違っていたらごめんなさい。「いただきます2 ここは発酵の楽園」という映画もされていて、見させていただきました。11月6日には、「ネオニコチノイド系農薬・ヒトへの影響は」という番組がテレビで放映されていて、それを見る機会がありました。そして、もう一度この番組をユーチューブのほうで再度視聴しました。今まで知らなかったこととはいえ、本当に驚きました。この農薬のことを初めて知って驚きました。そして、そのテレビ番組に出られてお話しされました東京大学の山室真澄先生に連絡をとって、先生が書かれている論文等も頂きました。

先週、神戸大学のほうにお邪魔して、星 信彦先生、この先生もテレビ番組に出て、ネズミ、ラットの実験をされていた方です。神戸大学のほうにお邪魔して、この星 信彦先生からネオニコチノイド系農薬の影響、またテレビでされたことも含めて再度レクチャー、お教えをいただけてきました。

本当にショックでした。先日の主に有機農業の学習会だったというふうに思うわけなんですけれども、そこでも講師の先生が冒頭でネオニコチノイドの話もされて

おられました。その場所に副市長さんはじめ産業部の次長、副課長がおいでになられて、皆さん勉強されている姿に改めて宍粟市のこの方向に向けた関心の高さを見させていただきました。ぜひ、このことに関して市の見解を伺いたいというふうに思います。まず、1点目そこをお願いいたします。

次に、児童虐待防止についてです。

今年8月、大阪府の摂津市で3歳の男の子が熱湯をかけ続けられるなどして、殺害された本当に悲しい、痛ましい事件がありました。3歳の子ども、ちょうど私から言うても自分の孫と一緒になんですけれども、孫を見てたら、この世の全てがお母さんである子どもがこんなことで亡くなることは許されへんなど。ほんまに悲しいです。

宍粟市において、この児童虐待などに関しての実態把握をどのような方法でされているのかということをお伺いしたいというふうに思います。

この件に関しても、この摂津市でこの問題をこの事件のもっと前から取り組まれている議員さんと電話でお話しさせてもろて、お礼かたがた先日摂津市にお伺いして、その後のこの児童虐待、摂津市でこういう事件があったことに対して、今どういうふうになっているのかということ、その議員さん摂津市でお会いさせていただいて、いろいろとこの件も教えていただきました。やはりこういうことは二度とないように、宍粟市だけじゃなしに、全ての場所でないように、改めて中身の点検をする必要があるんじゃないかというふうに思いますので、先ほど言いました実態把握の方法など、答弁を求めたいというふうに思います。

3点目に移ります。メンタルヘルスケアについてです。

今年の9月29日、宍粟市のお隣の町役場の職員さんが自ら命を絶たれました。その職員さんは非常に御活躍されている職員だったというふうに新聞等で掲載されておりました。また、それに引き続いて、10月2日に同じ行政の女性の職員さんが、また自ら命を絶たれました。現在、その町ではやっぱり同じ職場で働いていた人らのダメージが非常に大きいということで、兵庫県の精神保健福祉センターで個別個別の面談、メンタルヘルスケアが行われているというふうにお伺いしております。また、役場全体でのメンタルヘルスケアの講習等も行われているというふうに聞いております。

それを受けて、宍粟市職員さんのメンタルヘルスケアなど、現在の市の取組状況について、お伺いいたします。

4点目に移ります。水道管の老朽化と修繕計画について。

今年10月3日、和歌山市を流れる紀ノ川に架かる水管橋が長さ約60メートルにわたって崩落した事故が報道されました。これによって長く水道が途切れたということも併せて報道されておりましたが、全国的にどこも水道管の老朽化というのがほぼ同じタイミングで起こってくるんじゃないかというふうに思うわけなんですけれども、そこで、宍粟市の水道管の安全確保、これはどのようにされているのか。この老朽化と修繕計画はどうなっているのかを伺いたいと思います。4点目は調べに行っていないということを付け加えておきます。

以上、1回目の質問を終わります。ありがとうございます。お願いします。

○議長（飯田吉則君） 大久保陽一議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、大久保議員の御質問にお答えを申し上げたいと、このように思います。

最初に、今日の日の位置づけもおっしゃいましたとおりであります。我々はやっぱり平和を求めながら、それぞれの立場でその方向を向いてお互いにそれぞれ努力しなくてはならないと、そんな日だと思っています。

また、ワクチン接種のこともありました。冒頭中本議員さんからもありましたとおり、やっぱり市民の皆さんの命と暮らし、安全を守っていくというのは我々の一番の責務だと、このように感じております。

実は、今日恐らく発送をさせていただくことになろうかと思いますが、3回目のワクチン接種についてであります。もう御承知のとおり、1月の下旬から医療従事者の先行接種にかからせていただいて、少し冬場を避けてということですが、3月の下旬から65歳以上、18歳まで順次ワクチン接種を進めていきたいと、このように考えています。

場所につきましては、集団接種の会場については、波賀のメイブルの体育館と山崎のスポーツセンターの体育館の2会場で一応予定をしております。

65歳以上の皆さんにつきましては、前回同様、バスを配車する予定で今組んでおるところであります。1回目、2回目と違うところは、希望調書にも書いておりますが、今回、ワクチンについてモデルナとファイザーとの希望と、こういうことを取るということになっております。特に、ワクチンを希望される皆さんについても、さらにワクチンのことについてモデルナなのか、ファイザーなのかを希望を取っていただくと、そこがちょっと違う観点であります。いずれにしても、今日から発送させていただいて、希望をされる皆さんについては希望調書を返送していた

だきたいと、このように考えております。

そこで、御質問の大きく4点ありますが、児童虐待、あるいはメンタルヘルス等々、あるいは農薬につきましても、担当部長からより細かに答弁をさせていただきたいと思いますが、特に、先ほどお話があったとおり、私も発酵の楽園というのを見させていただきました。特に、これから有機農業の在り方について、その方向に向かってどうするんかということ、それから、子どもたちの安全や安心を守りながら食をどう捉えていくかと、こういった観点で今後私たちにいろんな示唆を与えていただいたと、こんなふうに思っています。

そこで、私のほうからは、水道管の老朽化と修繕計画について、御答弁をさせていただきますが、和歌山でああいう状況があったところではありますが、あのことにつきましても、全国からそれぞれ水道事業所等々含めて応援体制を組んで、それぞれようやく何とか復旧に向けてということでありました。

該当の市におきましても大変な状況だったと思いますし、市民の皆さんも大変な御苦勞をいただいたと、このように思っています。とてもよそごとでは決してないと、こういうことでもあります。

宍粟市における水道管の河川等の横断につきましても、その大部分が道路橋への添架によるものでありまして、市内にはいわゆる長大な、長い単独橋というのは現在存在はしておりません。全長でいいますと、大体30メートル前後の単独の水管橋が存在しておるという状況であります。

このような水管橋に類する管路におきましては、道路橋に近接をして、また、並行する形で架かっておりますので、目視による正確な点検が可能であります。現在はその方法による点検を実施しておりまして、その内容によってはさらなる詳細点検を行って、必要によっては長寿命化を図るための修繕等を実施しておるところであります。

近年では、河東大橋に添架する基幹管路におきまして、点検結果を受けた補修工事を実施したところでありまして、事故の未然防止につなげておるところであります。今回の先ほどのような事故を受けましては、10月4日から5日にわたりまして再度の点検も実施したところでもあります。

次に、老朽化と修繕計画についてであります。水道ビジョンにも記載をしておるところであります。長寿命化による更新基準を管路の場合は60年から70年に設定をしておりますので、更新需要は令和15年を過ぎたあたりからいよいよ始まってくるのではないかなど、このように思っております。

その対策としましては、現在、水道施設台帳の整備を進めているところでありますが、そのデータをもとに財政計画も含めて管路更新計画を策定する中で、計画的に更新事業を進めていくこととしております。

また、管の種類の関係で早めの更新が必要な区間につきましては、緊急対策と位置づけて、国庫補助事業により令和2年度から取り組んでいるところであります。

いずれにしても、今いろいろな事業でその管路の更新も進めておりますが、地域の皆さんにもいろいろ御不便をおかけしておるところもありますが、よろしく御協力をお願い申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（飯田吉則君） 前田総務部長。

○総務部長（前田正人君） 私の方からは、職員のメンタルヘルスについての御質問にお答えをしたいと思います。

近年では、全国的にメンタル不調を理由とした地方公務員の休職者が増えているところでございます。

このような状況を背景に、当市におきましても、労働安全衛生法に基づく安全衛生委員会の開催、これは月に1回しております。そういう安全衛生委員会の開催や、また全職員を対象にいたしましたストレスチェックというのを実施しております。そういうことによりまして、職員自身のセルフケアや、また職場でのラインケアに関する研修、そういうものもしておるところでございます。そういうことで事前の予防や早期発見に重点を置いた取組を実施しております。

また、メンタル不調となった職員に対しましては、安全衛生管理者である保健師をはじめ産業医や専門医などの医療関係者と協力をしながら、早期に適切な治療につなげる取組や、またスムーズな職場復帰に向けた環境の調整、その他定期的な面談を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（飯田吉則君） 津村健康福祉部長。

○健康福祉部長（津村裕二君） それでは、私の方からは、児童虐待防止についての御質問にお答えをさせていただきます。

児童虐待の実態把握をどのような方法で行っているかについてですが、当市におきましては、家庭児童相談室を中心に姫路こども家庭センター、学校園所や医療機関、民生委員児童委員、警察等と連携を取りながら、早期発見、早期対応に取り組んでおるところでございます。

児童虐待への対応といたしましては、特に関係機関の連携が重要であり、定期的に要保護児童対策地域協議会を開催をして連携を深めるとともに「児童虐待防止マニュアル」、こういうものを作成しておりますが、これを関係機関に配付をして情報共有を図っております。また、家庭児童相談室より年2回程度市内全ての学校園所を訪問をさせていただき、支援の必要な家庭の把握や見守りを行っております。

学校園所や住民等から虐待の通報があった場合には、迅速に児童の安全の確認を行うとともに、アセスメントシート等を使用し、重症度・緊急度を判定した上で、必要な児童に対しては児童相談所への送致を行い、一時保護の要請を行います。状況によりましては警察との連携を図り、児童の安全を確保します。

安全の確認ができ、見守りが必要と判断した家庭につきましては、各関係機関と連携を図りながら引き続き見守りを行い、家庭の変化等に注視しながら支援を継続すると、こういった対応をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（飯田吉則君） 樽本産業部長。

○産業部長（樽本勝弘君） 私の方からは、ネオニコチノイド系農薬の御質問のほうにお答えさせていただきたいと思っております。

除草剤や農薬については、それを使用する農業者は、使用することで農作物に与える影響であったり、その周りの生物や環境に与える影響等をよく理解した上で使用することが必要ではないかと考えております。

また、消費者においては、その農作物がどのような環境下で生産されたか理解した上で、購入・消費される方が増えておると理解しております。先ほど言われた勉強会であったり、映画というのは市民団体が開催されております。そういったものを市が支援することで、そういった理解を深めていくということで増えておるのかなあというふうに思っております。

国においても、「みどりの食料システム戦略」の中で、ネオニコチノイド系の農薬を使用しなくても済むような新規農薬等の開発や、化学農薬使用量の50%の低減、2050年までには有機農法に取り組む面積を25%に拡大することとしており、市としても環境に配慮した栽培については、令和4年度から試験的に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 15番、大久保陽一議員。

○15番（大久保陽一君） 当局の方の順番が下から上がっていくような感じだった

んでたすけど、上から下ろさせてください。

このネオニコチノイド系農薬のことなんですけれども、やっぱり大学で先生からお聞きしても、農薬は薬と違って薬は人体実験しますけれども、農薬は人体実験ができない。あくまでも動物実験。その中で神経系統の実験というのは、動物であれ、人間であれ、大体系統は一緒で、そして、子どもが小さければ小さいほど影響が出るということをまず先生はおっしゃっておられます。

その上で、どのようにして子どもの健康を守っていくのか、子どもの将来にこの安心・安全を与えていくのかということと考えれば、宍粟市でできることというのは、今ヨーロッパのほうでは2013年からこのネオニコチノイド系農薬の規制が始まって、今使われていない状態。でも、日本ではそのまま使われて、より規制が緩くなっているというふうにお聞きしております。

このような状況下で、この危険性はある程度お互いが認識していると思うんです。それで、行政が今できることとすれば、学校給食における安全性というのをより行政として担保していく必要があるんじゃないかというふうに思うわけなんですけれども、市長のお考えを聞かせてください。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 実は先般、子ども会議というんですか、子どもたちがいろんな思いをということで、市長に聞いてほしいということで、その会議で子どもたち12名だったと思うんですが、いろいろ話をしました。その中で、朝登校中にヘリコプターで空中散布しているのはやめてほしいんやと。こんな意見もありました。そのとおりだと、子どもたちにとって。いろいろ散布される皆さんに聞くと、朝の朝露があったときにまいてということ、ヘリコプターの状況とか、こんなことがあったんですが、子どもたちはそんな意見をしていました。直ちに私もその地域の皆さんに話ししたんですが、そのことも伝えました。子どもたちもある意味、そういったことも非常に関心が深まっておると、こういうことであります。

そこで、先ほどおっしゃったように、一遍に宍粟市独自で農薬云々はとても困難な状況であります。できることからすると、先ほどおっしゃったように、私は今、学校給食の中で、先ほど担当部長もこれからの2050年までの有機農業にということで、国も。私は可能な限り学校給食にそういった有機の方向をもって、それによって食材として提供できる体制の構築をまずすることが子どもたちの安全・安心につながっていくのではないかなあと。そこからその方向をもって宍粟市で取り組むことが非常に重要だと、現在のところはそうように考えております。

○議長（飯田吉則君） 15番、大久保陽一議員。

○15番（大久保陽一君） 今、市長おっしゃられたように、できるところから、行政としてね、現状として法律があるので、農薬を云々ということはできないと思うんで、極力安全な方向で学校給食という受け皿のもとで、ネオニコチノイド農薬の使われていない、また有機で作られた食材がそちらのほうに進めていかれることは非常に大事じゃないかというふうに思うんです。

そして、学校給食であれば、全ての子どもたちが公平に受けられますよね。例えばよく進学なんかいえば、親の経済力がそのまま子どもの学力に、進学にという話が出てくるんですけれども、学校給食で考えれば、一律に少しでもみんなの健康が、安全が確保されていく。それは、全てのお父さん、お母さんにもその考えは浸透していくんじゃないかというふうに思うので、またぜひそういう方向でお願いしたいと思うんですけれども、教育長も何かそこに関しての答弁ございますか。

○議長（飯田吉則君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） 基本的な市の方向性、あるいは具体的に市としての今後国の戦略を踏まえた試験的な取組ということは、市長そして部長がお答えになられたところなんですけど、私の立場から、子どもたちが本当に健やかに成長する上で、学校給食をはじめその食の習慣、それから栄養バランス、それから子ども自身が食に関する自己管理の、そんな能力を身につけることが本当に大事で、中でもやはり今御指摘の安心・安全な子どもたちが食べるものへの安全性については、最も重視されるものだろうと、子どもたちの成長にとっては非常に大事なものだろうという認識を持っています。

今後、市長も答弁されたとおり、学校給食が極力安全な方向であるべきであると。そのためには、私自身も含め、まず正しいことを知ることから始めるべきじゃないのかなと。正しい理解から安全性というものが担保されていくのかなと思っています。引き続き食の安全性についてはしっかりと考えながら、学校給食に取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 15番、大久保陽一議員。

○15番（大久保陽一君） ほんと子どもたちがこの宍粟市の学校給食で生き生きとできるように、ぜひそのように有機化を進めていっていただきたい。危険が分かっているんですから、もうゆっくりじゃなしに、早急に進めていっていただきたいというふうに市長、教育長にお願いしたいというふうに思います。

このネオニコチノイド系農薬に関しては、先ほど言いましたように、神戸大学の

星先生だけじゃなしに、たくさん論文も紹介されております。いろんなところでお話をされておられます。私がお会いしたときに星先生が繰り返し言われたのが、その経世代影響というんですか、世代を超えて影響していく怖さ、そして、そのラットの実験の様子も何度も繰り返しお話しされておられました。だからこそ、この危険性をお互い宍粟市の中で享受したという上に立って、学校給食の安全性を進めていっていただきたい、有機化を進めていっていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

この農薬の危険性については、もう論文等でたくさん出ておりますので、ぜひ機会を見て読んでいただきたいというふうに思います。

次に、児童虐待のことについてお尋ねします。

先ほども部長のほうから、家庭児童相談室が中心になってこの宍粟市としての体制を取られているという御説明がありました。そして、この学校、保育園所とも連携が取られているというお話もありました。

そこで、例えば子どもの体に傷が見つかった場合とか、子どもが何日間か学校を連絡なしで休んでいる、それはこども園であっても、保育園であっても、小学校であってもなんですけれども、そこら辺のところはどのような連絡網、体制になっているのかということと、今、宍粟市の児童虐待の案件として、先ほど部長のお話の中にもありましたけど、ケース・バイ・ケースでかなりいろんな多岐に分かれているんだろうと思うわけですが、現在の案件として、何件ぐらいあるのかということをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（飯田吉則君） 津村健康福祉部長。

○健康福祉部長（津村裕二君） まず最初に、案件の件ですが、このことにつきまして、まず児童虐待の相談件数は若干ここ数年増加傾向にありますけれども、本年度、令和3年度におきまして、10月末において119件の児童虐待相談を受けておりまして、一時保護となるような重篤なケースはない状況でございます。

それと、もう1点、例として体にあざがあればとか、何日間か学校園所を休んだ場合の体制はどうなっているのかということについてでございますが、まず、関係機関としてふだんから連絡体制が取れるような状況になっておりますが、最初に相談通告の受理ということで、市役所のほうにそういった相談があります。このことによって必要事項を受け付けをいたしまして、その後、まずは市による状況調査といたしますか、周辺環境であったり、家庭環境であったり、そういった調査を市で行います。その後、まず子どもの安全確認ということが大切になってまいります。

そこにそういったことも含めて調査を行って、例えば既に別ルートでこの家庭児童相談室で案件として保持している部分でありましたら、いろいろ関係者が増えていくわけですけれども、そういった重篤な、重篤といいますか、相談を要するようなケースになってきますと、要保護児童対策地域協議会といたしまして、そこに関係している機関に集まっていただいて検討会議を行うという形になります。その上で事例に関する情報の整理とアセスメント等を行って今後どうしていこうかというふうな相談をするわけですが、その後、これは重篤なケースで児童相談所、このあたりでは姫路家庭こどもセンターになるんですが、そちらのほうに一時保護の必要というふうな送致になるケースもありますし、多くの場合はそこまでは至らずともケース会議等で今後どういうふうな家庭の支援をしていこうとか、対応をしていこうとかいうふうな、そういう状況になります。引き続き多くの場合は、関係機関ともに連絡調整をしながら、見守っていくというふうな形になるかというふうに思います。

申し遅れましたが、調査のケース会議の内容によっては、実際の家庭訪問等も含んでの調査というふうなこともあります。

以上でございます。

○議長（飯田吉則君） 15番、大久保陽一議員。

○15番（大久保陽一君） 先ほどの部長の御説明の中に、要保護児童対策地域協議会というお話と、あとケース会議というお話が、その今の答弁の中に二つ出てきたわけですけれども、ここのシステムのところもどういうふうになっているのかということもお尋ねしたい。

それと、ちょっと今日は法律の条文を持ってくるのを忘れたんですけれども、この児童虐待防止法の法律の中に、通告ですかね、通報の義務があったと思うんです。我々市民がこれを知ったり、そうかなと思ったときに、このことを宍粟市で言うたら、宍粟市の家庭児童相談室なり警察なりに通告、通報する市民の義務があると思うんですけれども、そこら辺の周知が行われているのかということも併せてお尋ねします。

○議長（飯田吉則君） 津村健康福祉部長。

○健康福祉部長（津村裕二君） まず、要保護対策地域協議会でございますが、これも児童虐待に関する取組につきましては、全て根拠になる法令がございまして、それに基づく組織であったり、そういう動きをしております。大きくはいわゆる児童虐待防止法並びに児童福祉法、これらに基づく対応となりますが、このうち要保護

児童対策地域協議会につきましては、児童福祉法25条の2のほうにそういった関係機関ばかりを集めて調整するような、そういった組織をつくりなさいというふうな定めがございまして、その中心となるべき事務局機能として家庭児童相談室が担っておるというところでございます。

もう1点、通報・通告義務でございますが、これにつきましても、児童虐待防止法、正式には児童虐待の防止等に関する法律というんですけれども、いわゆる児童虐待防止法ですが、この6条において、例えば児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は速やかに都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所等々に通告しなければならないというふうな文言があったり、児童福祉法の中にも25条ですが、類似の条文がございます。

そういう部分にあって、じゃあ、宍粟市はそういった啓発をどのようにしておるのかというふうなことでございますが、例えば広報紙によって児童虐待防止に関する啓発をやっておりますし、しそチャンネル等の利用、また児童生徒・園児への家庭児童相談室のチラシの配布であったり、児童虐待防止月間である11月には要保護児童対策地域連絡協議会において、商業施設等での啓発グッズの配付を行ったり、あるいはそういった活動を通して虐待や虐待のおそれがある場合を見つけたときには、市民の方からも通報をしていただけるような、そういった啓発活動を行っておるという状況でございます。

○議長（飯田吉則君） 15番、大久保陽一議員。

○15番（大久保陽一君） 大阪で教えていただいた中に、重大案件として上がったときに、一時保護を申請するのかどうか、そして、僕も聞いていて意外だったと思ったんですけれども、一時保護する場所というのがなかなかいっばいで確保ができていないというお話も聞いたわけなんですけれども、宍粟市での一時保護の事案があるのかどうかということと、一時保護する場合の場所の確保ができているのかということをお尋ねします。

それと、ちょっと冒頭で言い忘れたんですが、この児童虐待防止のこれがリボンらしいです。今日、この質問があるので付けてきたんですけど、これがそういうリボンだというふうに教えていただきました。答弁を求めます。

○議長（飯田吉則君） 津村健康福祉部長。

○健康福祉部長（津村裕二君） ただいまおっしゃっていただきましたとおり、まず、市町村にそういった相談がありましたときに、一時保護を児童相談所、姫路のこども家庭センターのほうに一時保護の申請をするかどうかという部分につきましては、

非常に対応が難しい、これが現実でございまして、なかなか悩ましいところがございます。

ただ、そういったケース会議であったり、要保護児童対策地域協議のほうにも姫路の児童相談所のほうからも出席をしていただくことも多々ありますし、そういった中での関係者の相談によって、決定をしていただくというふうな形になるわけですが、この兵庫県における一時保護と申しますのは、基本的に行政の権能でございまして、いわゆる児童相談所の権限の範疇になりまして、一時保護そのものは市ができるというふうな、そういった権限はございません。兵庫県の児童相談所にそういう申請をした場合に、兵庫県の児童相談所は兵庫県の中に現在一時保護所というところが、明石のほうに中央こどもセンターというものがございまして、これも児童相談所ですけれども、そこに一時保護所を集約して持つておるというふうな状況でございまして。この春ぐらいに報道で一部満杯の状況なので川西市のほうにもそういったものをつくっているというふうな報道があったと思うんですけれども、その後どうなっているのか把握、認識しておりませんが、いずれそういうものがまた増設されるというふうに認識しております。

おっしゃいましたとおり、一時保護所はかなりいっぱいになっておる状況でございまして、じゃあ、その場合の代替手段としてはどうするのかということで、例えば児童相談所は民間の養護施設であったり、例えば里親さんと契約をされているような部分があって、一時保護をお願いできる場合の緊急時のそういった契約を結ばれておりまして、そちらのほうに保護されるというふうな場合もあるというふうに考えておりまして、今のところ、一時保護の相談所がどこの施設に預けるかというところまではちょっと追い切れていないんですが、現実問題といたしまして、これまでの間、ここ去年、今年ぐらいでは一時保護した市内の子どもたちはいないというふうに認識をしております。

○議長（飯田吉則君） 15番、大久保陽一議員。

○15番（大久保陽一君） ありがとうございます。結局、県のほうに市から重大案件の場合は一時保護を申請するのかどうかというところが、もしそういう重大案件があったときの宍粟市の中での対応の一番苦慮する、その間違いを起こさないというための体制づくりなんだろうというふうに思います。その部分はよろしくお願いします。

ちょうど昨年ですかね、明石市の泉市長が明石であった、生後何カ月かの児童が骨折してて、それを児童虐待ということで一時保護して、後で裁判になって、それ

は児童虐待やないということで、ものすごく長期にわたって生後数カ月の子どもとお父さん、お母さんと引き離したということで、泉市長がテレビで謝罪をされていたことが少し記憶にあるんですけども、そこが一つ大きな分かれ目になろうかというふうに思います。それだけに先ほど部長がおっしゃられました要保護児童対策地域協議会、ケース会議を含めて、ここの体制のところの重要さというのは、より一層大事になってくるんじゃないかというふうに思います。

また、先ほどここの体制のことも聞いたんですが、今の答弁の中になかったように思うので、また答えていただきたいんですけども。

それと、摂津市では、今回の3歳の男の子が亡くなった、もちろんここの家庭は最重要ケースとして扱われていたそうです。向こうの議員さんらもおっしゃられていたのは、最重要課題として扱われているから、ものすごく面談していきらしいです。市役所の職員さんはじめいろいろの方が。面接90数回です。報道されていた回数にもあったんですが、90数回面談しています。それも摂津市に引っ越して来られてから。もう何度も何度も面談しているらしいです。何度も何度もしていくから、そこに携わっている職員さんが、大丈夫だと思ひ出すらしいんです。自分たちはここまで関わっているから、お母さんは大丈夫だと言うから、大丈夫ですというお母さんのその言葉を受けて、大丈夫なんだというふうに自分たちでだんだん最重要案件であればあるほど安心していくケースが出てくるんだと。今回のこの摂津市の児童虐待で尊い命が奪われた、この事件の上で改めて最重要案件であるだけに、みんな携わったそこに生まれる安心感というのが課題として上がったようです。ぜひこの宍粟市ではこの要保護児童対策地域協議会が先ほど言いました一時保護を申請するのかどうかという判断も的確に間違いを起こさなくてできる体制と、その緩まない緊張感も含めて持っていただけるようにお願いします。部長、その部分も含めて再度答弁をお願いします。

○議長（飯田吉則君） 津村健康福祉部長。

○健康福祉部長（津村裕二君） 体制の部分ですが、現在家庭児童相談室におきましては、会計年度職員ですけれども、2名の専属職員がおります。ただ、会計年度職員とはいえど、1名には県の児童虐待を専門にしていらっしゃいましたOBを迎え入れて、宍粟市においてスーパーバイザー、業務における監督的立場として配置をしていただいている方と、さらにもう1名につきましても、家庭児童相談員として長らく子育て支援業務に携わってこられた方、そういう方を配置をしております。もちろんその方だけでやっているわけではなく、室の中には保健師を含む体制を

取っておりますし、組織としましては家庭児童相談室が第一義的な対応窓口にはなるんですけども、例えば平成30年度におきましては、子ども家庭総合支援センターということで、これも法律に基づく組織として立ち上げております。業務の多くは家庭児童相談室をオーバーラップする部分がございます、そういった部分、もとなるのは健康福祉部、すなわち宍粟市の福祉事務所でございますけれども、福祉事務所の中に保健福祉課があって、そういった部内全体での体制による補完体制を取っておるといってございます。

ただいまおっしゃいましたように、非常に明石の事例もございますし、なかなかそういった御家庭に対応するには、やはりそれなりにいわゆる専門知識のある方ないと、対応がなかなか難しいところも現実でございまして、我々としりましてそういう専門知識に精通した方をできるだけ今後も確保していきたいというふうに考えておりますけれども、対応として全部挙げての対応に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（飯田吉則君） 15番、大久保陽一議員。

○15番（大久保陽一君） 続いて、職員さんのメンタルヘルスケアについてお尋ねします。

先ほど部長のお話にもありましたように、専門員につなぐケースだとか、健康福祉部の保健師さんとの連携もされているという御説明がありまして、そこを尋ねようかなと思っていたんですけども。まず、この労働安全衛生法に基づくストレスチェックなんですけれども、これは臨時職員さんも含めた全ての職員さんが受けられているのかどうかということと、メンタルヘルス、高ストレスと判定された職員さんはその後どのような対応がとられているのかということをお尋ねします。

○議長（飯田吉則君） 前田総務部長。

○総務部長（前田正人君） お答えします。ストレスチェックにつきましては、臨時職員の方も含めて全て受けるようにしております。ただ、提出自体は任意ですので、自分を出さないという人がおったら、その人は出しておられませんけども、一応対象者といたしまして病院のほうを除きますと、臨時職員を含めますと769人が一応おります。そのうち758人は一応提出をいただいておりますので、98.57%の提出はあるということになっております。

それから、その後高ストレス者の面談はということになりますと、産業医3人確保しておりますので、そこで面談を受けていただいております。

以上でございます。

○議長（飯田吉則君） 15番、大久保陽一議員。

○15番（大久保陽一君） 分かりました。一番最初市長に答えていただきました水道管なんですけれども、市長の御説明にありました最初水管橋の話があったと思うんですけれども、その水管橋というのは、例えば伊沢の里のところにあるあの橋等々を指されて答弁されたと思うんですけれども、そこを再度確認させてください。お願いします。

○議長（飯田吉則君） 太中建設部長。

○建設部長（太中豊和君） 先ほど伊沢の里の付近というふうにおっしゃられましたけれども、私どもが点検しましたのは、山崎スポーツセンターのグラウンドの西側に伊沢川を渡っている部分、あれが点検の対象となっております。

○議長（飯田吉則君） 15番、大久保陽一議員。

○15番（大久保陽一君） 市長のお話の中にありました水道管の点検が令和15年から本格的に始まっていくというお話がありました。ビジョンの中にもそこは書かれているんですけれども、まず、法定耐用年数が水道管は40年だと思うんですけれども、それを宍粟市は今市長の答弁にもありました60年から70年かけて行うという、そのギャップとして、60年から70年でも問題なく進んでいくんだということをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（飯田吉則君） 太中建設部長。

○建設部長（太中豊和君） 先ほどの御質問は法定耐用年数と実際の更新期間のずれについての御質問だと思います。

法定耐用年数という言葉から解釈しますと、その期間で例えば強度が低下してしまうのかというような誤解を招くようなこともあるかと思うんですけれども、実際のところは水道の会計上、減価償却を計算します。減価償却で完全に償却してしまう期間が40年と台帳の、会計上の話ですね。それと、国庫補助事業として老朽管の更新の対象になるのが40年を経過したような管というような、そういう規定もございます。

ただ、それで強度が低下してしまうのかといいますと、必ずしもそうではありません。それで、重要な管渠、例えば水源地から浄水場までの導水管であったりとか、あとは配水地へ水を送る送水管であったりとか、それとあと基幹の配水管、そういったものについては60年という設定としておりまして、それからちょっと重要度が少し落ちるといような配水管、枝の配水管ですね、そういうものは70年に設定しましょうと、そういうような考え方をしております。

また、これは水道事業のアセットマネジメントという考え方に基づいて、将来的な試算を行いまして、それによって設定したものでございます。

また、各水道事業体、全国の水道事業体につきましても、このアセットマネジメント指標によりまして、宍粟市と同様に長寿命化といいますか、長い期間に設定をしていると、そういうような状況でございます。

○議長（飯田吉則君） 15番、大久保陽一議員。

○15番（大久保陽一君） 宍粟市のこの水道ビジョンを見ましたら、水道管の総延長が628キロ、途方もないような長さで628キロですから、山口県まで行って帰ってくるぐらいかなというふうに思います。だからこそ、ものすごく長期の計画になって、60年、70年の話になったら、もう我々もいないですしね、本当にこの水道、多分これから出てくる下水もそうでしょうけれども、あまりにも金額が大きいだけじゃなしに、ものすごく長期的で、そしてどこからしていくかという重要度も本当にその水道ビジョンを読ませていただいたら、十分検討されている、そこを苦心されているということは伝わってきます。

そして、今の御説明の中にもあった緊急を要する、早くしていかなあかんとこの水道管というのは、塩化ビニールのV P管かなというふうに思うんですけども、波賀町なんかはその管が入っているというふうに聞いているんですけども、早くしていく、また今部長がおっしゃられた長期的な感じで見えていく場所として、この波賀町のV P管なんかはどのように扱われているのかということをお尋ねします。

○議長（飯田吉則君） 太中建設部長。

○建設部長（太中豊和君） 波賀町の先ほどのV P管でございますけれども、V P管といいましても、2種類ございまして、耐衝撃性塩化ビニール管というのと、それと昔からある薄いネズミ色の塩化ビニール管ですね、それは少し弱いという管になるわけなんですけども、先ほど御指摘のありました波賀町の部分、これにつきましては、色の薄い塩化ビニール管、少し弱いほうですね、しかも継ぎ手がT S継ぎ手といいまして、糊で張る継ぎ手というようなことになっておりまして、その部分がこれまでも何度か漏水事故を起こしております。ですから、そういったところをまず重点的に緊急的に国庫補助の事業に乗せながら、ここ近年改修しているところでございます。本年度は、飯見の部分の改修する予定としております。

○議長（飯田吉則君） 15番、大久保陽一議員。

○15番（大久保陽一君） 水道管の維持修繕が先ほど言われた60年、70年というこのほんと長期の中で、先が見通せない、そして、なおかつ膨大なお金がこれからか

かっていく中で、将来にどのような形がこれから宍粟市で暮らしていく人々が、子どもたちが、60年、70年先に安心して、財政も含めてどの順序で修理していったって、維持していったって、ライフラインを確保していくのかということが求められてくるんだらうというふうには、水道ビジョンを見ながらも、この将来の宍粟市に思いを馳せながら読ませていただきました。ぜひこの事業計画が宍粟市の将来にプラスになるよう、将来に展望を残せるようお願いしたいと。

それと、今日の最初の二つの質問が虐待防止とネオニコチノイド系農薬、有機化に向けて、学校給食、子どもたちが最も大事ですし、子どもの将来に向けた今であってほしいし、今の政策であってほしい。そして、宍粟市で暮らすこれからの子どもたちがい夢と展望が残る宍粟市であってほしいということを申し述べまして、今日の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（飯田吉則君） これで、15番、大久保陽一議員の一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ここで午前11時5分まで休憩を取ります。

午前10時48分休憩

午前11時05分再開

○議長（飯田吉則君） 休憩を解き、会議を再開します。

続きまして、田中一郎議員の一般質問を行います。

11番、田中一郎議員。

○11番（田中一郎君） 11番、田中一郎です。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私たちの生活を脅かしてきたコロナ感染症も落ちつきを見せているものの、新しいコロナ株の出現で今まで以上の感染予防に努めなくてはならない状況になってきています。

また、先ほど来もありましたけども、3回目のコロナワクチン接種が実施される予定になってきている今日この頃です。私たち、一人一人が自覚を持って感染予防に努め、社会生活に支障を来すことなく、毎日楽しく元気で過ごせる令和4年度になることを祈るばかりです。

本日、私は、令和4年度10月7日に議会へ報告のあった令和4年度予算編成方針について伺うものです。

また、令和4年度当初予算編成に係る議会意見に対する回答が提出されており、若干重複する部分もあるかと思いますが、御理解を願いたいと思います。

それでは、令和4年度予算編成方針について伺います。

まず、1番目に、基本方針、持続可能な行財政運営に向けた歳出構造の強化について、限られた経営資源の効果的な活用と、質の高い行政サービスの提供の観点から、全庁を挙げての事務事業の見直しが必要と考えますが、実施への取組を伺うところでは。

次に、時代のニーズを踏まえた新たな財政需要と既存事業の見直しの徹底をどのように進めるのか、市の考え方を伺います。

次に、事業推進に適した財源の確保、基金の繰入れや市債残高の抑制を図るため、事業費の圧縮や普通建設事業費の平準化等を図ることの考え方を伺います。

次に、基本方針・第2次宍粟市総合計画後期基本計画及び第2次宍粟市地域創生総合戦略に掲げる取組の着実な推進についても伺いたいと思います。

将来の発展を見据えた戦略的な取組への重点配分、また、ヒューマン、デジタル、グリーンの視点による地方創生の取組について伺います。

次に、基本的事項に掲げてありますコロナへの対応について、感染症の拡大防止と経済活動の回復・活性化に関わる取組について伺います。

最後に、ポストコロナを見据えた様々な変化への対応について伺います。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（飯田吉則君） 田中一郎議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、田中一郎議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

大きく3点ではありますが、特に予算編成方針ということで、御質問は簡単なようでもありますけれども、中身が非常に濃いことでもありますので、少し長くなるかも分かりませんが、お許しいただきたいと、このように思います。

令和4年度の予算編成方針につきましては、新型コロナウイルス感染症による市民生活や経済活動への影響は否めず、人口減少が続いていく予想の中、市税等の一般財源の減少は避けられない状況であります。

しかしながら、今議会に提案をさせていただいております宍粟市総合計画後期基本計画を着実に進めるために、全ての市民があらゆる場で活躍する生涯活躍社会の実現や市民生活をよりよい生活につなげるデジタルトランスフォーメーション、ポストコロナ社会を見据えた取組など、新たな行政需要にも対応しなければなりません。

このような中、歳入の確保と歳出抑制による持続可能な財政運営を続けていくために、現在、第四次行政改革大綱の策定を進めております。

さて、基本方針の一つ、持続可能な行財政運営に向けた歳出構造の強化、このことについて、1点目ではありますが、事務事業の見直し、このことにつきましては、第四次行政改革大綱の推進項目に位置づけ、総合計画後期基本計画や地域創生総合戦略、分野別の個別計画などに位置づけられた事業を着実に推進するために、総合計画実施計画や予算編成時に「行政サービスを向上させるために制度を見直す必要はないか」を常に考え、社会の変化に対応した施策を展開することとしています。

2点目の既存事業の見直しの徹底についてであります。新規事業や拡充事業を提案する際には、その事業の財源を原則既存事業の見直し、いわゆるスクラップにより確保することとしておりまして、目的を達成したものは廃止することを基本として、限られた財源の中で効果的かつ効率的な事業実施に努めてまいります。

3点目の事業費の圧縮や普通建設事業費の平準化等を図ること、このことについてであります。現状におきまして、歳入（経常一般財源）の増額がなかなか見込めず減少する中では、それに合わせて歳出を抑制していく必要があると、このように考えております。

令和4年度の当初予算編成も部局別の一般財源枠配分方式を導入することで、各部局において事業の精査をするなどの取組を進めているとともに、また、継続的に繰上償還を実施し、公債費の縮減を図ることにも取り組んでいます。

また、普通建設事業費の平準化等については、今後、当市におきましては、多くの公共施設や設備が老朽化により更新時期を迎えることが想定され、修繕・改修等の長寿命化を推進することで、財政負担の縮減につなげていくことが必要であると考えております。限られた財源の中では、ある年度に集中しないよう平準化も念頭におき、事業を選択しつつ、計画的に進めていかなければならないと、このように考えております。

次に、基本方針2、第2次宍粟市総合計画後期基本計画及び第2次宍粟市地域創生総合戦略に掲げる取組の着実な推進についての御質問であります。1点目の戦略的な取組への重点配分、このことについてであります。定住施策重点戦略の中でも、幼保一元化による認定こども園の整備や小中一貫教育の推進、ICTを活用した教育環境の整備など、ここ数年は、子育てや教育環境の充実に積極的に取り組んでおります。また、人口流出を抑制する施策として、各市民局を中心とした生活圏の拠点づくりに取り組んでおります。

特に、今年度のタウンミーティングにおきましては、「日本一の風景街道をめざして残したい風景、つくりたい風景」をテーマとして、生活や生業、歴史や文化によって受け継がれてきた多様な風景につながりを持たせ、風景の魅力や価値を高める取組について、様々な御意見をいただきました。その中で、若者の皆さんから「子どもたちに、地域に誇りをもってもらいたい。自分たちにできることは何でもしていきたい」との思いも聞かせていただきました。行政でできること、地域でできることを市民の皆さんと一緒に、風景を軸として市民生活の充実と風景の魅力・価値の上昇による好循環につなげていく考えであります。

具体的には、自然資源を最大限に生かしたアウトドアの推進や彩りのある里山整備、宍粟市営業部長による魅力の発信など、10年先、20年先を見据えて取り組んでいきたいと、このように思っています。

2点目のヒューマン、デジタル、グリーンの視点による地方創生の取組についてであります。総合計画基本構想第4章「計画の着実な推進に向けて」の中に、人づくり・リーダー育成の推進やデジタルトランスフォーメーションを掲げており、具体的には、市外からの人材が活躍する地域おこし協力隊を引き続き受け入れるとともに、地域活動、農業・林業、福祉など様々な分野で活動を牽引する人づくりやリーダー育成に努めます。

自治体のデジタル化につきましては、自治体行政手続のオンライン化による利便性の向上や業務の効率化に取り組むとともに、地域社会のデジタル化については、まずは、高齢者などを対象としたスマートフォンの体験や活用の講座、株式会社オーエスエムとの協定に基づく、独立電源を活用した電源ポールによるデジタル技術の実証実験などにより、誰もが便利なデジタル社会の創出を目指すこととしていきます。

また、現在策定を進めております第3次宍粟市環境基本計画におきまして、再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギーの推進、環境保全活動を進めることで、2050年カーボンニュートラルに取り組むこととしております。

次に、最後の3点目ではありますが、コロナへの対応についての御質問であります。御承知のとおり、当市の新型コロナワクチン接種は、10月31日に2回目の集団接種の全日程を終え、現在、12歳になった小学6年生を対象に順次ワクチン接種を進めております。

集団接種や個別接種、また、職域での接種などを含め、2回目の接種を終えられた方は、これまでも申し上げましたが、11月25日現在で2万9,954人であり、接種

率は対象者の89.4%、市民全体で83.0%となっておるところであります。この間の宍粟市医師会をはじめとする関係者の皆様の御助力に改めて感謝を申し上げます。

また、先日に報道等、あるいは先ほども申し上げましたが、現在3回目の集団接種に向けて準備を進めておりまして、繰り返しになりますが、医療従事者の皆さんにおきましては令和4年1月下旬、高齢者の皆さんにおきましては3月下旬から順次開始をし、2回目の接種から8カ月が経過された18歳以上を対象として実施する予定であります。

現時点の状況としましては、国からは、7月末までに2回目接種を終えられた方のワクチンとして、宍粟市における4月末までに使用するワクチンの配送計画が、ファイザー製とモデルナ製のワクチンをそれぞれ5,850回分、あるいは5,550回分、合計1万1,400回分が今示されております。

したがって、繰り返しになりますが、今日発送することとしておりますが、接種希望調査の結果によりましては、現在予定しているスケジュールでは希望されるワクチンが確保できない場合も想定をしておるところであります。いずれにしましても、国からのワクチン配送計画などをしっかり情報に注視し、スケジュールの場合によって変更も視野に入れながら、市民の皆様に丁寧な情報提供と接種体制の準備を確実に進めることとしておるところであります。

その中で1点目の感染症の拡大防止と経済活動の回復・活性化に係る取組についてありますが、新型コロナウイルスの感染症を予防する3回目のワクチン接種のほか、新型コロナウイルス感染症に係る宍粟市の対処方針に基づきまして、感染症の拡大防止に取り組むこととしておりまして、その指針というか、それに基づいて特に手指消毒であったり、マスクの着用、3密の回避など基本的な感染予防の徹底をさらに行うとともに、国県と連携して、いわゆる第6波に備えた医療・支援体制の構築を進めることとしております。

また、経済活動の回復・活性化につきましては、既存の制度により可能な支援を行うとともに、コロナの影響やポストコロナを見据えた対応につきましては、西兵庫信用金庫並びに宍粟市商工会との包括連携に基づき、国・県等の関係機関との連携によって、交付金等を活用しながら臨機応変に支援策を講じていきたいと、このように考えております。

2点目の様々な変化の対応、このことについてであります。日本国内においては、このコロナが発生しておおむね2年と、こういう状況になりますが、この間、緊急事態措置や、あるいはまん延防止措置が行われる中で、市民の皆様の生活や、

あるいは教育活動、社会活動が制限をされ、いろいろな行事・イベント中止や、あるいは延期を含めていろいろ市民の皆さんには大変な御苦勞をいただいたと、このように思います。その中でも人口減少や少子高齢化の現状の中で、地域の伝統や文化あるいは地域コミュニティーが、これまでの地域活動や行事によって守り受け継がれてきました。今日ようやく少しずつそういった動きが徐々に出ておりますが、まだまだ新型コロナウイルスの終息が見込めない中、またウィズコロナを意識した新たな生活様式に対応する取組として、地域の活力を取り戻さなければなりません。私は地域の活力なくしては、宍粟市の発展はないものと、そういう観点を持ちながら地域の皆さんと一緒に一日も早く元の生活に戻るよう努力しなくてはならないと、このように思っておるところであります。

そういった中でも宍粟市の自然資源、そういったものを最大限に活用した取組を先ほど来申し上げたとおり、今後さらに強力で押し進める必要があるだろうと、このように考えております。

いかにこれからコロナと共存する中で、これまで私たちが経験したことのない中で、それぞれ市民の皆さんとともに実践をする中で、新しい生活様式に向かっていく中で地域の活力を何とか維持しようとしてきたところでもあります。こういう観点をもって、さらに新たな活力につなげていく、この視点を持つことこそ私は重要だと、このように考えておりました、その視点をもって令和4年度へ向かって進めていきたいと、このように考えております。

以上であります。

○議長（飯田吉則君） 11番、田中一郎議員。

○11番（田中一郎君） それでは、続きまして何点か御質問させていただきます。

まず、財源の確保について、先ほども説明ありまして、また全てにおいて市の意気込みと令和4年度の予算編成についての大まかな方針は十分受け止めたように思います。

続きまして、歳入に関する事項について少し、4点ほど伺います。

まず、市税及びその他の債権について、財源の確保と住民負担の公平性の観点から、市税にあっては収納率の維持・向上、また、債権にあっては債権の適正を図る必要があると考えております。市税等の収納率の維持・向上や債権管理の適正化についてどのように来年度から進めていかれるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 森本市民生活部長。

○市民生活部長（森本和人君） 私のほうから、収納率の向上並びに債権の徴収につ

いてお答えいたします。

収納率の向上につきましては、現在、市民の納付の意識が高まりまして、収納率の向上を図っているわけなんですけれども、引き続き口座振替でありますとか、電子決済における収納効率を図る中で、引き続き収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

それと、債権の徴収につきましては、現在、滞納繰越の分につきまして強化する中で、一応職員で佐用町とも連携する中で徴収率を上げるということで協定を結んで取組を進めておりますので、そういった滞納の差し押さえ等につきましても、職員のスキルアップを図りながら、引き続き収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（飯田吉則君） 11番、田中一郎議員。

○11番（田中一郎君） 続きまして、よく言われる将来世代への負担の適正化等について、いろいろ工事等、また言われるわけなんですけれども、世代間の負担の公平性や年度間の財政負担の調整などを行うために、特に普通建設事業費の財源として市債を活用されると思うんですけれども、充当率や特別措置率の高い市債の活用が基本となると考えていますが、交付税措置のない市債の借入れは行わないことが理想と考えております。

そういうようなところで、将来負担を見据えた調整等、また庁内での議論はどのようにされているのか、1点伺いたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 前田総務部長。

○総務部長（前田正人君） 議員、今言われましたとおり、まず有利な起債、これを活用するということは大前提でございますので、その活用、できるだけ有利な起債、また国の補助が受けれるものは受ける、そういうことで取り組んでおります。

また、平準化につきましては、毎年実施計画等を組んでおりまして、大きな事業につきましては、事業が年度によって偏らないように調整というのを各部局等もしておりますので、それによってできるだけ将来に課題が残ることがないようにしています。繰上償還等につきましても、できる限り努めていきたいなというふうに考えております。

○議長（飯田吉則君） 11番、田中一郎議員。

○11番（田中一郎君） 続きまして、歳入に関する事項で、まず市の保有資産の売却及び活用について伺いたいところです。

保有資産について、まず売却可能でかつ具体的な利用計画のない土地の積極的な

売却を進める進め方としての方針の市の考え方を伺います。

また、売却困難な土地及び行政財産について、所管部局においての貸付けなどの資産活用については、どのような目的をもって、どのような方針をもって臨まれるのか、来年度以降の市の所見を伺いたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 前田総務部長。

○総務部長（前田正人君） 今言われましたこと全てにお答えができるかどうかは分かりませんが、市の持つておる財産につきましては、今言われましたとおり、できるだけ売却等ができるものについては本当に売却をしていきたいということでは考えております。せんだって、委員会のほうでも申し上げましたんですけど、1点につきましては、下三方のプール跡地、そこが3区画あるんですけども、1画は売れておったんですけども、この間やっともう1画が売却ができたということになっております。そういうことで、引き続きああいう売れる土地については売却をしていきたいというふうに考えております。

ただ、周りの方、また境界等の関係でなかなか売れない土地というのも実際あるのが実情でございまして、それにつきましては、もう少しその境界、近隣の人等の理解を得ながら売却できるようにはしたいと思っております。

また、大きな建物、学校の跡地等も必ず多く残っております。それにつきましても今のところですけども、活用したいというところが何件か出てきておりますので、今後またそういう具体的になりましたら、また議会等にも報告させていただけると思いますけども、そういうやはり活用できるところは活用していただきたいということで、少しでも有効に活用していくようなことで努めていきたいと思っております。

○議長（飯田吉則君） 11番、田中一郎議員。

○11番（田中一郎君） 歳入について最後になりますけども、使用料及び手数料について、2点ほど伺いたいと思います。

議会意見に対する回答の中でも考え方が手数料については示されておりました。特に施設の使用料、各種手数料については、市民の負担の公平性を考える中から、受益と負担の適正化を図るため、使用料及び手数料の見直しなどが必要ではないかと考えております。また、適切な額の設定になっているのか、そのようなことも令和4年度以降、不可欠ではないかと思っております。

また、施設利用の利用者のニーズ等は現状把握されているのか。また、地域によったり、稼働率によってもなかなか違ってくる部分があるかと思っております。特に稼

働率の向上にはどのような手法をもって予算編成等、利用料等の利用額の設定などに臨まれていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 使用料・手数料につきましては、今現在、それぞれの施設におきまして条例のほうで定めさせていただいております。これにつきましては、過去にもこの金額、施設の維持管理費、設備、投資したときからのことも含めまして適正な額になっているかと、そういったことも検証してまいりました。やはり投資額からすると、市民の皆さんに使っていただくという本来の目的がございますので、なかなかそれを回収するという考え方にはなりませんので、やはり維持管理程度は何とかお願いしていくという視点も持っていきたいと考えております。

その見直しということで今般、また来年に向けて新たにそこの整理、特に市民協働センターという形で新しく市民の皆様が集まっていただいて、賑わいをつくっていただくと、そういったための施設も一宮でできました。この年末には千種のほうもプレオープンということで、そういった活動の拠点として動かしていくことになってまいります。そういったところもございますので、しっかりとその利用状況を把握する中で、たくさんの市民の地域の方が集っていただけるような仕掛けも当然していかなければなりません。

そういった中で、どのような形でまたその利用の負担もお願いするべきなのか、そういったことを非常に課題と捉えております。具体的には新年度以降、整理を進める中で市民の皆さんにも御理解いただけるような利用方法、金額といったところを決めさせていただけたらと考えております。

以上、今後の対応ということになります。そういった考えをもって進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（飯田吉則君） 11番、田中一郎議員。

○11番（田中一郎君） それでは、歳出について、3点ほど伺いたいと思います。

まず、効率的な効果的な執行体制等は組まれておるということは重々分かったんですけども、各種団体への補助金、負担金の検証というんですかね、その辺のところ少し気になる部分も将来的にはあろうかと思っております。

各種団体等への補助金、負担金について、その目的、意義、効果等を検証されていると思うんですけども、その検証された段階で予算が組まれたと思うんですけども、検証された結果、どのような評価になったのか、また、中には必要性が今は必

要だけでも、将来的に薄れていくのではないかという事業もあるのではないかと感じておる次第です。見直しやまた終期、終わることの設定について、どのように補助金、負担金の検証なり、見直しをされていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 補助金、負担金ということになりますと、当然要綱なりで決めさせていただいて、それぞれの目的をもって執行しておるといところでございます。

私のほうからは総括的になりますが、全体的な考えといいますか、その辺について御説明させていただきます。

現在、補助金等につきましては、有期限というか、3年ないし5年ぐらいな形で補助金の要綱の設定をしております。といいますのも、当然1年ではそれぞれ補助事業をして効果が得られるかという、なかなかやはり地域、団体それぞれの活動の中で出てまいりますので、やはり一定の期間は必要であるということもあります。

その中で、やはり3年とかのスパンを持つ中で、それぞれ本来補助する目的が達成されたとか、効果が出ておるとか、そういった評価をする中で、もう少し市民の活動に支援していく必要があるということになれば、さらにまた補助金の期間を延長する、あるいは一定当初目的の部分が効果を出していると見られるものがありますと、やはりそこで打ち切る、あるいは多少修正をしながら目的に近づけるような効果を得られるように改修していくと、そういったことを基本に持ちながら、補助金、負担金というところで進めております。

そういった中で、非常に補助金の額も多額になってきておることがございますので、そういった部分を含めまして、やはり内容については、しっかりと所管部局、あるいは我々も総括的な目線で見ながら、整理できるものはしていく、あるいは特化してやっていくべきものには特化していくと、そういった考えを持ちながら進めていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 11番、田中一郎議員。

○11番（田中一郎君） それでは、次に、最近特にアドバイザーとかいろんな部分で民間活力の活用の推進が当市でもなされてきておるわけなんですけども、民間の持つ活力や高度な専門性を活用することにより、高度化、複雑化する市民のニーズに対応した公共サービスの提供ができるものであると感じております。

そのためにも民間提案制度を活用するなど、公民連携による取組をさらに進める

べきではないかと感じておるんですけども、そこには委託料、予算とかいうものも入ってくるかと思えますけども、その辺のすみ分けなり、民間の活力は必要だということとは重々市民の方、我々も理解しているわけなんですけども、その辺も慎重に民間活力の活用について推進していかなくてはならないと感じておるんですけども、どのように考えておられるか、お願いしたい。

○議長（飯田吉則君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 民間活力の活用といった点でございますが、まず、代表的と言ったらおかしいんですけども、当然、指定管理ということで、市の施設を民間の智慧と活動力をもって維持していただいているものがございます。やはり当初においては、なかなかその利活用も多くありましたので、営業的な部分においては収益があるというような実態の中で、経営のほうも比較的安定して全て動いていたところがございますが、コロナ禍の影響もございまして、非常に集客性の施設につきましては、厳しい時代となってきております。

そういった中で、やはり指定管理料、施設を維持するという主眼とした部分については指定管理料の見直しを図るとか、そういったことをする中でしっかりとそういった地域の活力、雇用につながる部分の施設の維持管理には努めていただいていると考えております。

また、さらに今年度でございますが、営業部長ということで、営業部を設置させていただくこととなりました。やはり今までどうしても市の事業につきましては、受け待ちといいますか、どうしてもお客さん、観光客、交流人口を増やすということではありますが、待ちの状態が非常に多くございましたので、今般は営業部ということ民間委託させていただきまして、その中で営業部長という位置づけのものを願いますことで、いろんな企業に回っていただいて、宍粟市を売り込んでいただく、また、そちらから宍粟市に来ていただく人の道案内をしていただくといった取組をすることとしております。

今般も早速もう既に森林セラピーを中心に、そういった企業さんとの契約を取って来ていただくという活動も早速動いていただいております。そういったものが例えば森林セラピーで保養を兼ねて、その従業員の方の健康につながるという目線から宍粟市に来ていただいて、宍粟市でまた泊まっていたり、食事をしていただくということで経済循環にもつながっていくというものでございます。そういったものがどんどん増えていけば、宍粟市の経済循環にも回復の兆しというものに影響してまいりますので、そういったアイデア、行動力を持つ形での民間活力という

ことも今般新しく取組をさせていただいております。

非常に我々公務員ということで、事務のほうだけでここまで来ておりますので、そういった目線というのがなかなか動きができませんでしたので、そういったところも非常に大きな期待をしながら、一緒に勉強できるようなつもりでやっていきたいと考えておりますので、そういった形で民間の力を借りたいと思っておるところでございます。

○議長（飯田吉則君） 11番、田中一郎議員。

○11番（田中一郎君） 歳出について最後になるんですけど、ここ近年、宍粟市も災害をたくさん経験しております。そんな中で災害に強いまちづくりの推進というようなことも基本計画の中にうたわれております。そんな中で、局部的豪雨や大型台風等による自然災害のリスクを最小限に抑えるためにも、これまでの防災対策を改めて検証等をされておると思いますが、ハード、ソフト面の両面から安心で安全に暮らせる災害に強いまちづくりに取り組む必要があると考えております。

令和4年度からの施策方針の中に、そのような新しい我々が経験した災害についての災害に強いまちづくり等をどのように組み込んでいこうと思われているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） それぞれの各部局につながることでありますので、考え方だけ整理してお話ししたいと思います。

当然災害に強いまちづくりというのは、安全・安心の根底のところでありまして、そういったことは非常に重要な課題として令和4年度についてもその方向で個々の施策の中で取り組んでいく必要があるだろうと、このように思っています。

また、防災・減災の観点では、特に市だけではとてもできない部分もありますので、国や県と力を合わながら、あるいは国や県の力を借りながら、その防災・減災についてもそれぞれ地域の実情に鑑みながら、対応していきたいと、このように考えています。

特に、災害に強いまちづくりの中でも、これまでも申し上げておったとおり、やっぱり私たちの豊かな森林をしっかりと守りながら、災害に強い森林をつくっていく、そのことがいろんな意味で波及してくるのではないかなあと、こんなふうに思っております。そういったことも重点にしながら、まちづくりを進めていきたいと、このように思っています。

また、同時に、ハザードマップも今新しいやつを最終的になりつつありますので、

自主防災組織の皆さんともそれを共有しながら、また、いろんな形でそういった講習会や、あるいは地元でのハザードマップづくりとか、そういったものを兼ね備えて今後市民の皆さんと一緒に災害に強い、あるいは災害に向かっていく姿勢も含めて進めていきたいと、このように思っています。

○議長（飯田吉則君） 11番、田中一郎議員。

○11番（田中一郎君） それでは、ポストコロナを見据えた様々な変化への対応というところで、2点ほどお聞きしたいと思います。

まず、これからのポストコロナ、またウィズコロナ等に戦っていくためには、人々の行動の制約とか、人材不足とかいう部分が出てくると思うんですけど、まず、宍粟市として地域の課題解決等に資する人材不足等、今回もいろんなワクチン、コロナ対応をされてきたと思うんですけども、これからポストコロナに対してそのような多様な人材を確保するため、また人材不足を防御するための方向性等は今どのように考えておられるか、お聞きします。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 具体的なことはちょっと別にしまして、これからの社会で特にポストコロナの関係では、かつて申し上げたかも分かりませんが、私は三つの大きな課題に向かっていかななくてはならない、挑戦しなくてはならないと。その一つはやっぱり人材育成だろうと思います。あらゆる分野での人材育成。それからもう一つはやっぱりデジタル、DXだろうと思います。それからもう一つはやっぱりグリーン化をどうしていくか、環境問題も含めて。この大きな三つの課題にそれぞれが宍粟市らしさをどう表現しながら、それに向かっていくかということが非常に大事だと思っています。

当然、行政だけではとてもできないので、行政あるいは市民の皆さん、また議会の皆さんからもいろいろ智恵を借りながら、まさに協働でこの三つの課題解決に向かって進む必要があるだろうと、このように思っています。

そういう観点では、今度の基本計画の中にもありますし、あるいは戦略プランの中にもそういう観点も入れています。より具体的に実施計画を組みながら予算にどう反映するかが、これからその観点の実行に向けての重要性だと思っていますので、その観点を忘れず、予算の編成に当たって、できることから進めていきたいと、このように思っています。

○議長（飯田吉則君） 11番、田中一郎議員。

○11番（田中一郎君） それでは、もう1点、まずよくテレワークとか副業、兼業

などの新たな働き方、ポストコロナを見据えた新たな働き方の普及等について、これから市としたら、どのような考え方で臨まれるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 新しい方向に向かって、働き方改革というのはもう国挙げていろんな意味で、これは当然やっていかないかと、このように思っています。

宍粟市も今年度も商工会や経営者協会の皆さんと具体的な対面での話はなかなかできない状況だったところではありますが、それぞれの会長さんともいろいろお話しする中で、やっぱり働き方改革で働きやすいそれぞれの事業所、あるいはいろんなところをつくっていただく、そのためには県もいろんな施策を持っておりまして、そういう勉強会もやっていただいたらどうだろうということで、多分先般、経営者協会の皆さんもその勉強会をしていただいたと思います。

それから、特にテレワーク、副業はなかなか進んでいない部分がありますが、現実には各企業さんにおいては徐々にそういった形を進めておるということも聞いております。また、行政においても今試験的ではありますが、テレワーク的なこともその制度もそうではありますが、検証しつつ今やっておりますので、いずれにしても先導的な役割を行政がせないかんのですが、事業所の皆さんもやっていただくのは当然ではありますが、今後、その方向をどうやって進めていくかということが、まさに副業は少し離れますが、関連するんですが、デジタル化の中で私たちが経済活動を含めて、あるいは働き方をどうやっていくか、こういうことが非常に大事だと思っています。そういう観点で令和4年度に向かって進めていくことを、具体的な部分ではちょっとまだ今のところないんですが、進めていく必要があるだろうと、このように考えています。

○議長（飯田吉則君） 11番、田中一郎議員。

○11番（田中一郎君） 最後の質問にします。今までいろいろとお聞きした中、また市がこれまで取り組んでこられたこと、これから取り組まれようとしようことを積極的に、また慎重に進めていただいたらありがたいかと思います。

最後に、総括的な部分で抽象的ですけども、最後に市長のほうからお言葉を頂きたいと思います。要するに、2040年頃、あと20年ほどが宍粟市にとっても大変な大きな事業もたくさん抱えております。

そのような中で、団塊の世代が全員75歳以上となります2025年頃、また団塊ジュニア世代と言われます私たちを含む65歳以上となる者が2040年には高齢者医療、介護需要の拡大や社会保障の増大が見込まれます。

一方、支える現役世代が減少するギャップの発生などにより、様々な分野での課題がこれから生じてくると思います。宍粟市が合併してからの10何年間と、これからの20年間とはまた違った分野での様々な変化が起きると思います。それに向かってこれからどのように宍粟市をかじ取りとしてかじを取っていかれようとしているのか、最後に市長の思いをお聞かせいただいで私の質問を終わりたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 大変重い質問を頂いたなと思うんですけど、非常に重要なことではありますが、私、これからの宍粟市をどうやって持続させていくか、そのためにはどうしていくべきかという視点をしっかり持たないかん。それはもちろん財政運営もそうではありますが、まちづくり全体で市民の皆さんと一緒にどうやってまちをつくっていくか。これはおのずともう人口構造が従来と随分変わってきました。合併当時に想定しておったより、かなりスピードをもって、人口構造、先ほどおっしゃったように、75歳以上を含めて想定以上のスピードをもってきたところであります。

そういった中でやっぱり市民の皆さんがまさにここで住んで、生れてよかったなあと。それから、子どもたちもいろんなことで、いろんなところでこれから挑戦していくわけではありますが、我がまちを誇りに思ってもらえるような、そんなまちを皆さんとつくり上げていく、このことが私はこれから大事なことはないかなと。

そのためには、一つはやっぱりこの豊かな自然をどうやって守っていく、それから安全・安心をどう担保していく、それから市民の皆さんの生きていく喜び、生きがい感をどうやって享受していく、こういったことをお互いに考えていくことが私は大事であろうと。根底は、やっぱり人を大事にする、思いやりということではないかんですが、人を大切にすまちをやっぱりつくり上げないと、人の足を引っ張るようなことばかりではあかんだらうと。そういうまちを共々につくることが将来にきっと残っていくまちだらうと、抽象的で申し訳ないですが、そんなふうになんか感じておるところであります。

○11番（田中一郎君） 終わります。

○議長（飯田吉則君） これで、11番、田中一郎議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで休憩に入ります。

午前11時54分休憩

午後 1時00分再開

○議長（飯田吉則君） 休憩を解き、会議を再開します。

それでは、垣口真也議員の一般質問を行います。

2番、垣口真也議員。

○2番（垣口真也君） 2番、垣口真也です。議長から許可をいただきましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。

まず最初に、景観形成の基準概要について、御質問させていただきます。

本年度のタウンミーティングのテーマが「日本一の風景街道をめざして」であり、市長が思いを込められたユーチューブも視聴させてもらいました。その中で、タウンミーティングでもいろいろな意見を聞かれたと思いますが、平成29年度のしそふれあいミーティングで出た話題を発端に、県・市・地元で協議され、山崎地区が歴史的景観形成地区が指定され、令和2年3月1日から施行されております。

頂いた資料によりますと、主に建造物に対するガイドラインとなっておりますが、景観形成において必要なのはその景観に付随して道路も含まれると考えるのですが、その点についてお伺いしたいと思います。

まず1番目といたしまして、町家商店街通りの設定の中で、東西の本町通りが先行して路面改修された理由はどのようなものがあったのか。平成14年頃の大規模な全面石畳への張替えは南北の中央通りも同じような時期であったと記憶しておりますが、そのあたりちょっとお伺いしたいと思います。

二つ目として、その南北の中央通りが現在継ぎはぎの石畳となっているのは、商店街という視点からも活性化を促す観点からも、また、凸凹の激しい路面では往来上、安全性に欠けるという現状をいかがお考えになっておられますか。

3番目としまして、藤まつりや最上山公園、もみじ山への駐車場からの観光客の誘導路が応急処置だけを施したような路面でよいのか。私は疑問を抱くのですが、市民からの要請だけではなく、市としても景観形成を実施する中で、基準概要の見直しが必要な時期なのではないかと考えております。

4番目といたしまして、路面の維持や改修は景観形成の視点からもアンケートの実施や周辺住民の意見を聞く場を持ち、外観の補修、新築への助成金だけでなく、形成の一環として予算を組むべき案件ではないかと考えます。この件についての御回答をお願いしたいと思います。

続きまして、二つ目の質問ですが、マイナンバーカードについて、御質問させていただきます。

デジタル庁が発足して、5年以内にマイナンバーを軸にした行政のデジタルトラ

ンスフォーメーションを実現していくという政府の目標の中、マイナンバーへのひも付けをした国民に最大2万円のポイント給付、新規取得5,000円分、健康保険証として使う手続きをしたら7,500円分、銀行口座とひも付けしたら7,500円分のマイナポイントが付与され、新型コロナウイルス感染拡大に対応する経済の対策の一つとしてこのたび閣議決定されております。

ちなみに、資料によりますと、宍粟市のマイナンバーカードの交付済み枚数は県内41自治体中28位であり、住民基台帳の人口比41.03%でありました。これは頂いた資料が令和3年10月31日付のものであります。この数字が高いのか低いのか、また、個人のお考えもあるとは思いますが、当然ながら宍粟市としてもマイナンバーのカード化に関し、政府の推進に追従されていくものと思われま

す。そういう中で、私個人としては、将来にわたってデジタル化を考えれば、もっと普及してもよいのではないかと考えております。そのあたりを鑑み、市民の皆さんへマイナンバーカードの在り方をともに理解し、また、再認識しておく意味合いや周知も含め、伺っていきたいと思

います。その一つ目として、マイナンバーをカード化するメリットは何なのか、個人に対しても行政側としてもどこに利点があるのか、お伺いしたいと思います。

2番目といたしまして、健康保険証の事務作業としてのひも付けは完了しているのか。当然国保は作業の中にあると思いますが、それとは別に大抵の方が社会保険をお使いになっておられる方が非常に多いと思

います。社会保険等はどうなっているのか、分かる範囲内でお教え願いたいと思

います。3番目、健康保険証とひも付けされてもカードリーダーが設置されていないと意味をなさなくなりますけれど、総合病院などでは利用できるのか。4番目、カード化に当たり、移動困難な希望者にどう対応されるのか。市役所へ出向いて来られない方などにはどうい

うふうな対応でカード化にされるのかということをお聞きしたいと思います。最後、5番目ですけれども、2024年度には、運転免許証との一体化を目指すなど、使い方は今後ますます多様化する方向であります。また、接種証明のデジタル化も検討されているようなので、将来にわたって必要不可欠なアイテムになっていくものと思われま

す。宍粟市において市民の皆さんへその利活用や安全性をより周知し、普及させるべきものと考えますが、市としては今後どう取り組まれていくのかをお伺いしたいと思います。

これで1回目の私の質問を終わらせていただきます。

○議長（飯田吉則君） 垣口真也議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、垣口議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。大きく2点頂いておりますので、マイナンバーカードのことにつきましては、具体的でありますので、担当部長のほうから後ほど答弁させていただきます。

まず最初に、景観形成の関係でありますがお話にありましたとおり、今年度、タウンミーティングで日本一の風景街道をめざしてということで、いろいろ御意見をいただきました。風景というのは、午前中も申し上げたんですが、人の営みであったり、歴史であったり、風土だったり、あるいは景観全体も含めてもそうでありますが、それぞれの人の思いによっていろんな風景が醸し出されるということでもあります。それぞれの風景を大事にしながら未来につないでいくこうと。それを、これまでもありましたとおり、その風景を点で終わらすのではなく、点と点を結んで線にして大きな面にする中で、いろんな意味での経済循環であったり、あるいは人の営みの循環もしていこうと、こういうことでさせていただきました。

特に、山崎町域の中で、いろいろ御意見を頂きました。私もなるほどなど、こう思ったんですが、風景の中で町並みの形成が特に歴史的な背景が非常に重要だと。特に商店街についても鍵曲がりと言いまして、かくかくと曲がったようなところ、これは武家社会の中でそういったことによって、旧山崎城、あるいは篠ノ丸城の形成がなってきたところでもあります。そういったことも当然これからのまちの中にどうしても残してほしいと、そんな御意見や、あるいは寺町の風情、あるいは上寺の風情、そういったことも加味しながら、今後ぜひ風景の一つとして次代に残してほしいと、こんな御意見もありました。

同時に、近年、もみじ山がああいう形ではありますが、御承知のとおり、今現在、隣の出石のほうで地域の地域の皆さんが、30数名の方が何とか里山をつくっていきこうという動きの中で、もみじの会を形成していただいて、ごらんになっていらっしゃるか分かりませんが、愛宕山の風景のところをああいう形にさせていただいております。それは、おっしゃったのは、高瀬船ということで揖保川の中でいろんなそういったことによって商店街とつなぐような風景も非常に歴史的にいいんじゃないかなと、こんなお話もありました。そういう意味では、今後、今回頂いた意見をそういうふうにもとめて、しっかり次代に一体何をつないでいくかということをもとめて上げていきたいと、こんなふうにも思っておるところであります。前段少し長くなりましたが、そんな御意見も今頂いたところでもあります。

特に、山崎城下町を中心とした地区におきましては、地域の方々との協議を経て歴史的景観形成地区に指定をされました。先ほどおっしゃったとおりであります。城下町ゾーン・町屋商店街通り・酒蔵通り・寺社通り・最上山自然ゾーン・公共公益施設ゾーン・幹線道路特別区間と7区域のゾーニングのもとに景観形成基準の基本的な考え方と区域ごとの建築物等に関する詳細な景観形成基準が示されました。

指定された山崎町山崎地区につきましては、これまでの歴史・文化の積み重ねにより形成されてきた景観を保全しつつ、豊かな自然、城下町の町割りや伝統的な意匠の町屋などの景観資源が存在しております。先ほど御意見を頂いたようなことであります。

その資源を生かしながら市街地としての暮らしや賑わいのある景観を創造し、誇り・愛着を育む地区の景観を次世代に継承していくことがとても重要であると、このように考えております。

また、道路の景観につきましては、景観形成基準の対象ではありませんが、景観ガイドラインの中で町並みと調和した道路舗装について触れられております。とりわけ、商店街通りの路面の改修や補修につきましては、地域や関係団体の方々との協議しながら進めてきたところであります。

そこで、1点目の東西の本町通りの路面改修を先行して実施した状況、このことについてであります。本町通りが含まれる山田門前線の舗装改修工事を昨年度に340メートルの区間を実施しており、当区間は、路面状況が非常に悪く、地元から強い改修要望を受けまして、地元住民あるいはよいまちプロジェクト、商工会等々の方々との改修についての協議を行い、工事箇所及び工法を決定しております。

2点目の南北の中央通りの継ぎはぎの石畳となっている現状、このことではありますが、以前、アーケードの撤去に合わせて商店街をどう活性化していくのかということで、それぞれその地域の方々との話し合いの中で、路面を石畳にして、活性化を図りたいという観点から石畳を採用しております。

ちょうど私もその担当ではなかったんですが、その当時の議論にも加わった経過がありまして、地元の皆さんがアーケードの何とか修復をとということであったところではありますが、現実なかなか難しい状況の中で、石畳という選択をされたと、こういうことであります。

現在、石畳の損傷箇所につきましては、平たん性を確保するため随時修繕しているところでありまして、景観は少し損なう状況ではあります。段差等の支障が生じるようであれば随時安全を確保してまいりたいと考えております。

特に、先ほど申し上げたとおり、ああいう石畳舗装に変えるときに、地域の皆さんにいろいろ御意見を頂いたりして、あそこを例えば側溝を流して、そこにコイを放せないのか、そんな御意見も頂いたり、いろんなこともその中で出た記憶があります。結果的には、石畳ということになったんですが、それ以降、もう御承知のとおり車の非常に往来が激しい部分もありますし、そういった観点もあって、ああいう石畳が状況になってきた経過もあるわけでありまして。したがって、1点目のことと重なりますが、340メートル区間をどういった形でどう直そうという議論の中で、ああいう方式をとらせていただいたということでありまして。もちろん地域の皆さんやいろんな関係団体の皆さんからいろいろお話が出たんですが、最終的にあの方法を選択しようということで、まずはさせていただいたということでありまして。

3点目の藤まつりや最上山公園への誘導路の景観形成基準概要の見直し、このことについてであります。景観ガイドラインでは、歴史的景観形成地区においては、道路も重要な景観要素であり、舗装のデザインの選択については補足として示されております。

これは、あちこちの歴史的な景観形成地域、私は岐阜のあるところに行つたんですが、当然道路や、それから先ほど申し上げた水が流れる空間、水路も含めてですが、それも一つの景観という捉え方でまちづくりに形成されています。したがって、デザインの選定等々を含めて非常に重要な部分があるだろうと、この認識はしております。

県の景観の形成等に関する条例の中では、地区を指定しようとするときは、景観形成基準を定めるものと規定されておりますが、その対象は主に建築物でありまして、兵庫県に確認をしたところ道路は対象とならないということでありまして。こういうことですが、結果的に、私は道路も景観を形成する要素やと、こう思っておりますので、改修に際しましては当然市民の方々と協働で計画を立てながら、どういうふうなのがいいのかということも議論する中で、方向を定めていくことが非常に大事だと、こういうふうに思っております。

4点目の路面改修は景観形成の視点から住民の意見を聞きと、こういうことありますが、重なりますが、当然そういう観点で、安全で安心して暮らせる、まちの魅力を高める、あるいは商店街の活性化、地域の活力、これには景観資源をいかに生かしたまちづくりを進めるかということがとても重要であると、このように考えておりまして、当然おっしゃったような十分景観に配慮した道路も含めて、あるいは沿道の建物はもちろんでありますが、そういったことを配慮することは重要だと、

このように考えています。

ただ、交通安全の確保と交通需要、こういった道路網の形成も一方では重要な課題と今はなっておりますが、そういう意味では、さらに地域や関係団体の方々と十分協議しながら進めていくことがとても重要だと、このように思っておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

次のことにつきましては、担当部長より答弁させたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 前田総務部長。

○総務部長（前田正人君） 私の方からは、マイナンバーカードについて、大きく5点あつと思いますけども、そのうちの1点目と5点目の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目のマイナンバーをカード化する場合のメリットについてですけども、御承知のとおり、国においては5年以内に主な行政手続については、マイナンバーカードを利用したオンラインによる手続ができるように進められております。当市でも、来年度から令和7年度にかけまして、行政手続のほとんどがスマートフォン等で行える環境を整えていく計画でございます。そうなることで、市民の方につきましては、直接窓口に出向く手間や、コロナ禍の中でも密になる心配もなく、さらには、自宅からでも、また出先からでも、手続が行えることとなりますので、利便性の向上がまず一番図られるのではないかと考えております。

また、行政側といたしましてもマイナンバーカードの普及やデジタル化の促進で、各部署の窓口業務の効率化を図ることができるようになりますので、その業務効率化によって、さらにその分を市民サービスの充実に充てることができるのではないかと考えております。

次に、5点目のマイナンバーカードの利用方法などの周知と普及は今後どのように進めていくのかという質問でございますけども、マイナンバーカードの普及のため、週末でもできる土日の開庁日を設け、さらに、10月からは、発行手続が自宅で行える自宅出張申請サービスにも取り組んで、市民の方が気軽に発行手続が行えるような取組を始めているところでございます。

また、カードの利活用といたしましては、写真付の本人確認書類として、それから10月からは先ほどもありましたが、健康保険証として、また住民票などがコンビニで発行できることや、確定申告の手続がオンラインでできることなどがあります。それから、さらに令和4年度からは、まず子育てと介護などに関する手続、27手続ですけども、そのオンライン化を進めていく予定としておりますので、そういう

ことも広報紙、またSNS、しーたん通信等で周知していく必要があると思いますので、そういうことで周知をしていきたいと思っております。

また、ITに苦手意識のある人につきましても、スマートフォンの操作研修やセキュリティ研修などもあわせて行っていくことによって安全性にも配慮して、マイナンバーカードの普及促進に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯田吉則君） 森本健康福祉部長。（後刻訂正発言あり）

○市民生活部長（森本和人君） それでは、私の方からはマイナンバーカードについての2点目と4点目の御質問にお答えいたします。

2点目の健康保険証とマイナンバーカードをひも付けるための事務作業についてでありますけれども、マイナンバーカードを健康保険証として利用する際には、マイナンバーカードのICチップを医療機関の専用機器で読み取り、医療保険の資格情報を照会し、確認することができるようになっております。

国民健康保険の資格情報は、日々の移動情報を国民健康保険団体連合会を通じまして、国民健康保険中央会・社会保険診療報酬支払基金の医療機関中間サーバーに情報連携する仕組みとなっております。後期高齢者医療につきましても兵庫県の後期高齢者広域連合が同様に対応しています。

また、共済組合、全国健康保険協会、協会けんぽですけれども、などの他の社会保険につきましても中間サーバーへの情報連携の対応がなされたことから、10月からオンラインの資格確認が本格実施されております。

4点目のマイナンバーカードの交付を移動困難な方が希望された場合の対応についてでありますけれども、先ほど総務部長からありましたように、10月から御自宅に職員がお伺いしまして、マイナンバーカードの交付申請を受け付ける自宅出張申請サービスを実施しております。これまで12月1日現在でありますけれども、7件の御依頼を受けております。御自宅や事業所においてお伺いをしております。さらに市民の方が気軽に発行手続きが行えるサービスとしまして、広報等の周知に努め、御利用いただきたいと考えております。

以上であります。

○議長（飯田吉則君） ただいまの答弁は森本市民生活部長でございました。訂正いたします。

菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 私の方からは、マイナンバーカードに

ついでに3点目の御質問にお答えさせていただきます。

総合病院などで利用できるのかということについてございますが、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、令和元年5月の法律改正によりましてマイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになり、令和3年3月からオンライン資格確認がプレ運用となり、同年10月から本格運用になりました。

このような中で、公立病院におきましてオンライン資格確認の導入に向けました積極的な対応を図るよう国からの協力依頼がございまして、総合病院におきましてもその趣旨を踏まえて、国の補助制度も活用し、顔認証付カードリーダーを設置するなど、所要の整備を行い、本年10月20日より実施しております。

利用人数といたしましては、昨日時点で12名の患者さんが御利用されておられます。今後、一層の利用拡大に向けまして、周知徹底を図るよう所要の取組を進めてまいります。

なお、千種・波賀診療所におきましても利用可能となっておりますことを申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（飯田吉則君） 2番、垣口真也議員。

○2番（垣口真也君） 景観形成のことに关しましては、ちょっとまた後で市長に御意見を頂きたいと思っておりますので、先に、マイナンバーに対して質問させていただきます。

マイナンバーカードは、発行がまだ義務化されておられませんので、実際にまだ利用されている方というのは、カードは持っていますが、それを利用する段階においてはまだまだ多くないと思っております。

今後、マイナンバーカードを所有している場合のメリットというのは結構大きいので、例えば窓口へ来て印鑑証明なり住民票なりを取ることが、私ちょっと実験的にやらせていただいたんですけども、コンビニでもできます。そういう端末がありますので、簡単にできます。それと、自分のカードを銀行にひも付けも実験的にさせていただきました。そういうことで簡単にできるようなことが多いので、利用しようと思えば、かなり利用できるの、また、免許証なり未成年の方なんかの身分証明書になったりもしますので、かなりメリットというのは大きいと思っております。

そういう中で、今後、政府の方針というんですか、はやっぱりこういうデジタル化に向けて進んでおりますので、そういう中で宍粟市もぜひ普及させていただきたいと思うんですけども、そういう中で、一つちょっと質問させていただきたいと思

うのが、行政側にとって窓口業務での簡略化など、メリットがある上でそのメリットがあるのになぜもっと周知なり推進をしていかれないかのなど思うのがまず1番の疑問なんです。そういうメリットもあり、個人にもメリットがあるようなカードですので、ぜひ進めていただきたいと思うんですけども、これは他自治体のことをちょっとちらっと調べますと、兵庫県1位の養父市は2,000円のクーポンを付けられて普及を促進されていたと。それに3位でしたか、三田市は三田里山スマートシティという推進に取り組む中で、社会基盤としてマイナンバーカード等の普及と利活用が鍵を握っていると考えられて、いち早く取り組まれております。

宍粟市にこういうことをまねしてやれよというのではなくて、宍粟市は宍粟市の観点で取り組まれたらいいんですけども、お互いにメリットがあることに対してもう少し取り組み方というんですか、ビジョンを持ってやっていかれてもいいんじゃないかと思うんですけども、そのあたりいかがでしょうか、お伺いしたいと思えます。

○議長（飯田吉則君） 前田総務部長。

○総務部長（前田正人君） 今議員から提案がありましたが、そのとおりでと思います。ただ、今まで実際マイナンバーカードが普及しなかった大きな理由というのは、あんまり使えるメリットというのがやはり最初限られていたというところがあって、それで少しでも使えるようにということで、コンビニ交付に本市もかなり前から取り組みようにはしていたところなんですけども、やはり今度はもう国がデジタル庁を発足しまして、行政手続自体をしていくということになりますと、かなりそういうメリットというのも使えるメリット、それから保険証になると、さらにまた使えるメリットがありますので、そういうことをもっと周知していくことによって、普及促進には努めていきたいと思っております。

○議長（飯田吉則君） 2番、垣口真也議員。

○2番（垣口真也君） そのとおりやと思います。その中でやっぱり一番デメリットを感じられる部分というのは、情報の一元管理されるのがすごく懸念を持っておられる方が多いんじゃないかなと思いますし、また、情報の漏えいなど、心配なされる方もおられると思います。ただ、これはワクチン接種なども同じだと思うんですけども、健康上の理由でできない方は別にしても、ある一定の数の方はどうしても自分の意思でされない。多分マイナンバーカードなんかも同じような格好でそういうものに懸念を持っておられる方はされないと思いますけども、今後やっぱりデジタル化が進んでいく中で、絶対に必要なツールになって、アイテムになってくる

と思うんですね。せやから、そういう中で非常にメリットのあるもので、特に行政にとっては窓口業務の簡略化できるものであれば、ぜひ進めていただきたいなと思いますので、そのあたりよろしくお願ひしたいと思います。

本当にまだ現在使えるかいうたら、使い方が分からないような方も多いと思いますので、そのあたりの周知のほうはいかがでしょうかね、お伺ひしたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 前田総務部長。

○総務部長（前田正人君） 実際本当にまだ使われている人が、言われるとおり少ないと思います。ですから、来年度ぐらいには、逆に言うたら図書館のカードにもマイナンバーカードが使えるようなことも検討することによって、より身近なカードにもなると思いますので、そういうことも組み入れながら普及には努めていきたいと思っております。

○議長（飯田吉則君） 2番、垣口真也議員。

○2番（垣口真也君） それの周知に合わせて一つ御注意いただきたいのが、やっぱりキャッシュカードなんかは当然もう皆さん注意されていると思うんですけども、中にマイナンバーカードの暗証番号が分からないので、帰っておられる方が高齢者の方であられるんですよね。ですから、そういうことが情報漏えいというんですか、なりすましなんかに対しても詐欺なんかの可能性もありますので、ぜひ啓発は市のほうからも、そういうような危ないよというような使い方というのはやっぱり周知しておくべきことではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、景観形成の件について、一つ質問させていただきたいと思います。

実際、中央通り、見られたら分かると思うんですけど、かなり継ぎはぎになっております。その段差につまずかれて転ばれた方、また、自転車がパンクされた方、それと石畳のずれにより、深夜帯、それから早朝にかなりのスピードで車が走ります。それで、がたがたがたがたと雑音が激しくて睡眠の妨げになるという苦情も聞いております。私もそういうふうなのを聞きまして、ここ半年間で2回からの補修を建設課のほうにお頼みして動いていただきました。このように、見た目が悪いだけでなく、またあそこは通学路にもなっておりますので、安全性から考えても問題があります。周辺の方々の生活環境上のこのような睡眠妨害とか、妨げになるとかというようなことも踏まえて応急処置をしていただいても、それだけでは根本的な問題の解決にならないと思うんですけど、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 太中建設部長。

○建設部長（太中豊和君） 私も実際に中央通り商店街を歩かせていただいて、点検

をさせていただきます。御指摘の部分も確かにございます。これまで石畳が浮いてがたがたと音がしたところは取り除いて、それをアスファルトで補修している箇所もございます。また、その補修した箇所のアスファルトが沈下を起こして少し段差ができていたような部分も見受けられました。そういった部分を建設課としましても、ゴールデンウィーク前、そしてお盆前、お正月前と、年3回は定期的に補修をさせていただいている状況でございます。また、先ほど御依頼のありましたときにも随時補修をさせていただいております。

ただ、補修ということによりまして、また損傷を起こすということもございます。そういうようなことで今御指摘をいただいている状況でございますけれども、ただ、今全体的に見ますと、これまで実施させていただいたさつき通りの損傷状況とは、やはり一線を画すものがあるのかなというふうに私どものほうは見せていただいております。ですから、将来的には全面改修という時期は必ず来ると思います。ただ、現在はインフラの長寿命化ということが非常に課題となっております。そういうようなことで、私どももできるだけ今茶色い石畳のところに、黒い舗装が継ぎはぎであれば景観上非常に悪い、また少しの段差ができるというようなところも問題視しております。これからはできるだけそういうような状況を解消できるような補修工法も検討していきながら、美観にも配慮しながら、これからの全面改修までを何とか対処していきたいというふうに考えております。

○議長（飯田吉則君） 2番、垣口真也議員。

○2番（垣口真也君） 建設部長からお聞きした全面改修もまた将来的には考えていきたいというようなお言葉を頂きましたけれども、現在、計画には当然入っておりません。広大な面積を誇る宍粟市では、橋梁工事や道路維持の改修など、当然ながら急ぎの優先順位があると思いますので、その中ではまだ緊急度というのは低いんだろうと思いますけれども、私が何で今回この問題を挙げたかといいますと、多分市長は風景街道というのをものをすごく言われたと思います。

最後にちょっと市長にお聞きしたいんですけども、日本一の風景街道、残したい風景、つくりたい風景、そういうものをうたうのであれば、市長も経験されておられると思いますが、あの商店街というのは、昔、土曜夜店というのが1カ月ほどあったんですよ。それがもうすごく僕たちの印象に残っているんですよ。古きよき時代やったかも分からないですけども、そういう思い出に残っているような風景であったわけです。そういう風景を今現在、本当に何かもう忘れ去られた風景になってしまっているわけなんですけれども、そういうものをつくらないためにも、今後

はやっぱり子どもたちにも印象に残る風景、思い出に残る風景づくりというのをやっぱりこの宍粟市やっていかんとあかんという、そういう思いを僕は重々承知しております。当然交流人口だけでなく、このまちに住みたいと思っていただける人や、そういう方を増やしていくには、やっぱりこういうまち中の景観というのもおろそかにできないと思いますので、今、市長が言われましたように景観形成の基準の中に道路は入ってなくても、調和を考えるべきやというような意見もありますんで、ぜひ早急にやっぱり緊急度もあると思いますけども、そういう中でぜひ提案させていただきたいなと思います。こういうまち中の景観をおろそかにするべきでないという観点で、最後、市長、何か思いがありましたらお願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） おっしゃったとおり、土曜夜店、夏の風物詩というのは、私たちが小さい頃からのまさに記憶に残って、まさにまちの誇りと言ってもいいんじゃないかというぐらいに、それぞれの皆さんがいろんな形で思いを持っていらっしゃると思います。

それこそ私はこの風景を残すという意味では、子どもたちも含めて、将来にそういったものをいかに残していくかということが、私たちの務めではないかなと、そんなふうに思っています。

じゃあ、具体として中央通りのあのことなんですけども、先ほど担当部長が申し上げたとおり、いずれにしても、あの上まではどうしようもならないことは十分承知しております。全体的な道路の問題、景観の問題を含めて今日の段階では、じゃあ、いつやるというのはなかなかこれちょっと難しいんですが、必要ということについては十分理解しておりますので、その方向を向いて、また今後担当部とも十分協議しながら、市全体の中でこれをどう位置づけるかということも含めて検討させていただきたいと、このように思います。

○議長（飯田吉則君） 2番、垣口真也議員。

○2番（垣口真也君） ありがとうございます。ぜひとも宍粟市のためにやっぱり子どもたちにも、それから我々もそうですけども、そういう記憶に残るよき風景というのをぜひつくれるように、またそして、そういう今申し上げました景観形成の観点からも中央通りのまたそういう見た目の悪さ、そういうようなものを解消していただくように提案して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（飯田吉則君） これで、2番、垣口真也議員の一般質問を終わります。

続いて、神吉正男議員の一般質問を行います。

3番、神吉正男議員。

○3番（神吉正男君） 3番、神吉正男です。通告に基づき一般質問をさせていただきます。

まず、アフターコロナの観光施策について伺います。

期限はまだ不明なようなのですが、令和元年12月に中国の武漢市で第1例目の感染が報告されてから数カ月でパンデミックと言われる世界的な流行となりました新型コロナウイルス感染症は、日本国中に拡大してしまい、何度も感染の波に襲われながら、いよいよ2年がたちました。今でもまだ新たな株による感染拡大を不安視する中で、3度目のワクチン接種や治療薬の開発とともに、国民、市民の皆様の御協力により必ず終息するのだと信じたいところであります。

そのような中、宍粟市においては各種団体の行事や活動も徐々に再開されております。いわゆるコロナ第5波のタイミングを見極められたイベントの第1号となりました国際交流まつりは規模を縮小されたものの、宍粟市民と海外の人たちとの交流につながり、よい関係を築けたことと思います。

また、イベントとしては中止となりましたが、市内各所の紅葉スポットや波賀の軽トラック市では、市内外からとても多くの来客があり、宍粟のよいところを見ていただけたことと思います。最上山公園のもみじ刈りにおいては、夜間のライトアップにとっても多くの来場者があり、また日中は感染防止を徹底する中で各店舗によるおもてなしにより大変喜んでもらえたことと思います。今後さらに市宍粟市内各所でいろいろな催しが再開され、多くの皆様で賑わい、活性化につながっていくことを願っております。

そこで、ここでは3点の質問をいたします。

このたびの最上山公園の来場者数や駐車場利用台数、そして最上山公園近くの酒蔵通りに設置されていた案内所の状況をどのように評価されておられるのでしょうか。

次に、もみじの期間中を含め、平月にもよく尋ねられることなのですが、公共交通などで宍粟市を訪れた方々の移動手段や市内の散策に対して、レンタカーやレンタル自転車の要望があると思いますが、対応はできたのでしょうか。

次に、宍粟市において、紅葉を楽しむ観光による集客を市内の経済循環につなげるために、どのような対策を講じられたのでしょうか。

次は、宍粟市アウトドア推進計画について伺います。

祭りやイベントに多くのお客様にお越しいただきますが、平月の閑散期において

来訪者を増やすことも交流人口の拡大には欠かせないことです。個人旅行者の関心事は、パックスツアーなどの団体旅行者の関心事とは違って、地域との深い結びつきです。個人旅行者は住民との交流や近隣の周遊により長期の滞在が見込め、何度もお越しいただけるリピーターになってもらえます。受入収容力が小さなまちでも相応の効果が期待できますし、伝統的な観光地がなくても地域に誇りを持って郷土愛のある地域への観光振興の可能性は非常に高いと考えます。

そのような中、宍粟市北部に多数ある資源を生かし、アウトドアの推進によって市の北部への人の流れをつくり、市内における交流人口や関係人口のさらには雇用も創出していくことを目的として、いよいよ宍粟市アウトドア計画書が作られました。まだ案の状態ではあるのですが、これから始まるし全体の観光推進計画に大きく期待するものであります。

この計画の中のランドデザインの推進体制として、ビジターセンターの設置とそのビジターセンターを支える地元の推進協議会組織設置をするとあり、その組織は、エリア全体のプラットフォーム機能を備えるとされています。そして、その組織の提言や意見は参考にするとされています。参考にするだけでは効力は薄く、事業者をチェックする機能が働かなければ、事業者が意図しない事業展開を行っても、その見直しの提言に従う責務はないということでしょうか。チェック機能をどのように担保するお考えなのでしょうか。また、ここで言われるエリア全体のエリアとはどこを指しているのでしょうかを伺います。

次は、人口減少についてです。

市長は、2016年に人口減少緊急事態宣言を発令されました。人口減少対策は宍粟市の最も重要であり、根幹とも言うべき施策であります。その人口減少を少しでも食い止めるために、生活や教育環境の改善向上と生活の糧となる経済のパイ拡大を行うこと、これが待ったなしの急務であると考えます。

以前にこの経済のパイ拡大をなし遂げるためには、既存の産業の成長もしくは新分野の産業開拓が必要だということについて質問いたしましたが、今回は、地区により違っている人口減少率をどう捕らえておられるのかについて質問してまいります。

宍粟市では、生活圏の拠点づくり推進事業について、町域ごとに日常生活に必要な機能を備えた生活圏の拠点を構築し、集落と生活圏の拠点をつなぐ公共交通のネットワークが市民の日常の移動手段として利用されるとともに、ICTの活用などにより市民の生活に対する利便性が向上され、誰もが安心して暮らせるまちを目指

すとしています。

市民主体による生活圏の拠点づくり検討委員会を設置し、生活圏の拠点づくりを進める計画に基づいて、利便性の向上と周辺の賑わいづくりのため、既存の公共施設を集約した市民活動交流の拠点となる新たな施設整備を進められています。

このような中、市全体の人口減少において、北部3町でもそうなのですが、山崎町域も人口が減少しています。そこで今回は、宍粟市からの人口流出を抑制するための第2のダムの状況を伺います。

山崎町域の特に第2のダム機能とされる山崎都市計画区域の人口について、減少は進んでいるもののスピードは緩やかであるとされています。しかし、その区域全体としては緩やかでしょうが、中心であり、都市機能を果たすべき山崎町山崎では、急激なスピードで高齢化とともに人口減少が進んでいます。地域の人々は将来にとっても不安を感じられますが、人口減少を抑制する市の対策は市の北部を中心になられているように感じるのですが、市はどのような対策を講じているのでしょうか。

最後に、第2投票所について伺います。

今年1月の耐力度調査の結果を受け、山崎幼稚園が園舎として使用できなくなったことにより、選挙時の第2投票所として使用できなくなりました。その結果、第2投票区において投票所の変更が行われ、兵庫県知事選挙と衆議院議員選挙において、投票区内の多くの有権者に影響が出ました。このことについては6月議会で詳細は述べましたので、ここでは割愛いたしますが。その6月議会において市は投票しやすい環境づくりに向け、この投票区域については関係自治会の了解を得て見直しますと答弁を頂きましたが、来年の7月には参議院議員選挙があります。それに間に合うように進められているのでしょうか。

以上です。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（飯田吉則君） 神吉正男議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、神吉議員の御質問にお答えさせていただきます。私のほうからは人口減少についてのところで、他の部分については担当部長等々から答弁をさせていただきたいと、このように思います。

先ほどコロナ禍の中で、いろいろありましたが、特に10月からいろいろなことが動き出しております。特にお話があったおり、国際交流まつりを学遊館で開催していただいた。それが皮切りにそれぞれ各地域で感染対策をしっかりとしながら、何とかということでそれぞれ地域でやっていただきました。

特に、国際交流まつりでは、実行委員の皆さんや協会の会員の皆さんも大変な中で、何とか感染対策をうまくしながら、外国人の方もなかなか母国へ帰れない状況の中で何とかと、こういう思いでやっていただいて、非常にありがたいことだと思いますし、子どもから大人に至るまでそれぞれ交流が深まったと、このように思っています。改めて関係者の皆さんにそういうきっかけを、導入づけをしていただいたことに心より感謝を申し上げたいと思います。あわせて、それ以後、それぞれのところにおきまして、地域の、あるいはもみじ祭りも含めてですが、徐々に皆さんの力でやろうという機運が高まったように思います。

さて、人口減少につきましては、本議会にも上程をしておりますが、今後、第2次宍粟市総合計画後期基本計画は、第2次の地域創生総合戦略と一体的に策定することによって、総合的あるいは計画的な市政運営をつなげていきたいと、こんな思いでこれまでも話をし、今回提案をさせていただいております。

人口減少対策を最重要課題と位置づける中で、定住促進重点戦略とする、住む、働く、産み育てる、まちの魅力に引き続き取り組むことが非常に重要だと、このように思っております。

また、人口の流出の一つとして、ダム機能として、先ほどあった第1のダム、さらには第2のダムと、こういうことで拠点をつくることによって、それぞれの活性化を図っていこうとして、これまでやってきました。特に、一宮の市民協働センター「いちのびあ」であります。間もなく2年を迎えようとしておるんですが、いろいろなコロナの状況もあったんですが、そこでは地元の皆さんがどういった形で運営していこうという、運営委員会をつくっていただいて、いろんなことを計画しながら自らの地域の拠点としてどうあるべきかということもその中で議論をしていただきながら、いろんな活動を展開していただいております。

この12月27日には、プレオープンの手配をしておりますが、千種の協働センターについても運営委員会の中で、いわゆる建物的にはそういう場所は提供したけど、じゃあ、そこにどういう魂入れていくのかということについては、委員会の中でまたいろいろ地域の皆さんの参画を得ながら、協働でその役割を果たしていきたいと、このように思っています。今始まったところですので、ただコロナ禍の中でなかなか勢い、それはつかなかったんですが、そういう観点でダム機能の役割をさらに果たしていくべきだと思っておりますので、そういう観点で進めていきたいと、このように思います。

御質問の山崎の都市計画区域の人口減少のスピードであります。御承知のとおり

り、宍粟市全体の人口も減っておりますが、例であります、城下小学校区、河東小学校区の児童数の変遷と、他の地域の変遷と明らかに見たら、もう御承知のとおりだと思います。したがって、宍粟市内での移動もちろんであります、何とか第2のダム機能の中で、宍粟市から外へ出ていくことを避けていきたいと、こういう形でのその機能の役割を持たす必要があるだろうと、このように考えておるところであります。

そういう意味では、先ほどおっしゃったように、緩やかであるけども、減っているのは事実であります。したがって、その減り方の問題と、それから減ったときにどう地域の活力を保っていくかということ、両方の面から我々はしっかり捉えていかななくてはならないと、このように思っております。そういう意味で、ソフト事業あるいはハード事業をうまく組み合わせながら、そのダム機能を充足していく必要があるのではないかなと、こんなふうに思っています。

今後、令和4年度に向けても、現在、定住政策とか、あるいは若い人が産み育てやすいまちづくりの政策を実行しておりますが、さらにそれぞれを十分検証しながら、もうちょっとポイント的にやるべきなのか、幅広くやるべきなのか、そういったことも含めて検討を加えていくことが、私はただいま御質問のことに応えていけないのではないかなあと、このように思っています。

ただ、北部を中心になされているように感じるというのは、ちょっと人口の流動というんか、動きをどうやってつくるかということで、これまでも申し上げておりましたが、北部の豊かな自然や資源をうまく活用して、北部に来ていただいて、それが南部に波及していく、経済も人の流れも、そういったことも含めて私は考えないと、ポイント的に考えておるとなかなか難しいのではないかなと思いますので、前にもおっしゃったように、まさに面としてどう捉えていってつないでいくかということが今後の大きな課題だと思っております。そういう意味では、今後、後ほどあるかと思いますが、アウトドアを含めた、あるいは環境基本計画の中でしっかり将来を見据えて我々が進めていく必要があるのではないかなと、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

○議長（飯田吉則君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 私の方からは、アウトドア活動推進計画という点で御質問いただきましたので、その部分についてお答えをさせていただきます。

議員御質問の内容につきましては、株式会社モンベルから報告書ということで、考え方を頂いたものでございます。市においてどのような推進体制が適切であるか、

今後の検討ということで、その上でまとめていきたいと考えておるところでございます。

その中で、市の方向性としては、市のアウトドアのプロモーションを効果的・一体的に推進し、市全体のアクティビティ情報の一元的な情報発信あるいはアウトドア活動のコーディネートなど、来訪者の体験をサポートするビジターセンター機能、これの設置ということでは、こういったものが必要ということを考えておるところでございます。

事業のチェック機能を含め、活動を支える組織の役割、在り方等につきましては、今後、そういった関係者の方々と協議をさせていただく中で、事業推進体制の構築に向けて取組を進めたいと考えておるところでございます。

また、エリア全体はどこを指しているかということにつきましては、先ほど申し上げましたように、市全体のアクティビティを取りまとめるという方向を考えておりますので、そういった事業展開を図ることを目的にしております。エリアとは市域全体ということで考えておりますので、御理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 前田総務部長。

○総務部長（前田正人君） 私の方からは、第2投票所の投票区域の見直しについての御質問にお答えします。

投票所につきましては、投票所までの距離や有権者数、さらにバリアフリーの対応などの設備面等も考慮した上で選挙管理委員会において選定しておるところでございます。

それで、第2投票所につきましては、今年度から議員さんも言われましたとおり、門前公民館に変更し、実際の利用につきましては、7月に執行された兵庫県知事選挙からとなっております。

それで、6月の議会において議員より御提案いただきました投票区の具体的な見直しについてですけれども、10月に実施いたしました衆議院議員総選挙の結果や、それから関係自治会の意見も伺いながら検討を進めていって、調整結果にもよりますが、御質問にありました来年の参議院議員通常選挙までに改正できるものについては、その方向で進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（飯田吉則君） 樽本産業部長。

○産業部長（樽本勝弘君） 私の方からは、アフターコロナの観光施策について、3

点御質問いただいた部分についてお答えさせていただきます。

1点目の最上山公園もみじ山の集客と観光案内所の状況の評価についてですが、もみじまつりとしましては、昨年を引き続いて今年度も開催を見合わせておりましたが、紅葉期間中については約5万2,000人の来訪者で賑わいました。各方面の情報発信により紅葉の名所として知名度が上がってきたことや、密を避け屋外へ出かけられる人の流れが、行動制限の緩和と相まって多くの集客につながったものと考えております。

そこで、山崎旅館Qに設置しております観光案内所については、もみじ山を目的として来訪された方に対しまして、市内の観光情報の発信にはつながっているものと評価しております。

2点目のレンタカーやレンタル自転車の要望への対応についてですが、レンタカーを利用して来訪されている方も一定数確認しております。鉄道のない宍粟市への二次交通としましては、路線バスによるアクセスをホームページ等で案内している状況で、また、レンタサイクルにつきましては、バス停や駐車場からのアクセスには利便性がありますが、この紅葉期間中についてはやはり歩行者の混雑状況からしますと、一部区間、車両の通行規制も行っておることから、レンタサイクルの運用は難しいものと考えております。

3点目の紅葉による集客を市内全域の経済循環につなげる対策についてですが、コロナ禍においてイベント開催の自粛を余儀なくされたんですが、情報発信も最低限の内容としておりました。観光協会のホームページやSNSでの紅葉情報を発信していることや、しそ料理飲食業組合が新たに整備されたホームページの案内チラシなどは配布させていただいております。観光案内所での市内観光情報の発信を行っており、昨年度のアンケートでは、最上山公園もみじ山の後、原不動滝や道の駅など、北部地域への観光につながっているとの調査結果も一定出ております。今回も他の観光スポットへ波及しているものと考えております。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 3番、神吉正男議員。

○3番（神吉正男君） はい、分かりました。順序が少し変わりましたが、私のほうでは、事前通告のとおり順番にさせていただきます。

最上山公園に関しましては、NHKの紅葉情報なんかでも毎日のようにされておられまして、例年のごとく人は来られるだろうと思っておりましたら、やはり5万2,000という過去最大なのかもしれませんね、その数字の方々に来ていただきまし

た。今回の5万2,000人の方々は、もみじを見た後にどこへ行かれたやろうということをお考えまして、これらの方々に次の見どころを案内して周遊してもらって滞在時間を延ばしていくという目的を持っているのが観光案内所の役割だと思っているんです。

今回、約1年間にわたって試験的に運用されてきた案内所なんですが、今後役に立つデータを得られたのかということをお伺いしたいんです。そのデータをどうやって評価して検証されたのか。今後、どうされる判断をされるのかということをお聞かせください。

○議長（飯田吉則君） 樽本産業部長。

○産業部長（樽本勝弘君） 観光案内所については1年間という形で契約をしておりましたが、令和3年の11月30日まで少しちょっと延長をして再委託をさせていただいております。それは、昨年度、最上公園を訪れられた方、先ほども答弁申し上げましたように、アンケートを採っております。その中でやはり北部への観光誘導という形で一定の効果は出ているのかなというふうに評価をしております。今後、この運用をどうするかというのは、また今年度の状況も踏まえまして検討していきたいと思っております。

○議長（飯田吉則君） 3番、神吉正男議員。

○3番（神吉正男君） そのアンケートなんですが、観光の現場や観光によって利益を得る事業者の意見などを聞かないと市民協働にはならないと思うんです。そういう市民参画による検証をされたのか、どなたがどうやって検証されたのかということをお伺いします。

○議長（飯田吉則君） 樽本産業部長。

○産業部長（樽本勝弘君） 今回のアンケートはあくまでも来訪者へ、昨年もみじ山に来られた方へアンケートをさせていただいております。これはイベント等も行っておらなかった関係上、どういう行動をされているのかなということで、アンケート調査を行っております。

今、議員が言われましたように、今後これが地域にどういうふうに経済循環をもたらしたかということについては、やはり事業者さんも含めまして確認する必要があるかなと思っておりますが、そのアンケート結果によりますと、県内から来られた方が約9割おられます。主には姫路市からが3割程度、神戸・大阪からが約2割、その他の地域から4割で合計9割程度、市内の方は3%ほどということになっております。その方々がもみじ山の後にどうされるかということをお聞きしますと、

6割程度の方はそのまま帰られるというような結果にはなっておりますが、そのまま市内の他の地域へ行かれるという方が約3割程度おられますので、そういった方が訪れられる先としましては、北部の紅葉スポットであったり、道の駅というふうな形でお答えをいただいております。また、そういったところを細かく分析しながら、また今後の地域への取組に生かしていきたいと思っております。

○議長（飯田吉則君） 3番、神吉正男議員。

○3番（神吉正男君） 市内全域への経済循環と表現しているんですが、その日に北部へ導くというのは時間的に物理的に少し難しいかもしれません。何が何でもその日に北部ということではなくて、市内にどの地域でもよいので立ち寄れる場所を何件も設定しておいて、その5万2,000人の方々がもみじを見て終わりというふうにならないで、市内で経済が動く仕組みをつくるべきだと思っております。5万2,000人の方が動くと、これだけ大きな規模になってきますと、消費の対象者が数%でも動くだけで、経済効果はかなり大きくなるものだと思います。先ほど3割の方が市内を循環されたということになっていますが、それが3割が35%になったら、ものすごい人たちが効果を現してくれるということになってくると思うんですが、この考え方についてどうお考えでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 樽本産業部長。

○産業部長（樽本勝弘君） その部分、確かに1%でも増やすというのは大きな成果につながるものだと思います。先ほど申しました市内への観光が3割というのは北部であったり道の駅なんですけども、来られた5万2,000人の方については、先ほども申しましたように、しそ飲食業組合が作られたホームページでのチラシを配布させていただいております。コロナ禍でなかなかあまり大きくPRしてほしくないという御意見もあったんですが、そういったところでは何とか立ち寄っていただいて、少しでもそこにお金を落とさせていただきたいというのが私どもの思いもありましたので、そういった案内等々はさせていただいた部分については、一定効果が出ているのかなあというふうに思っております。

○議長（飯田吉則君） 3番、神吉正男議員。

○3番（神吉正男君） 分かりました。今回は私にとって身近な山崎の最上山公園のもみじまつりを取り上げて質問しましたが、山崎地区の周辺の飲食店などへの効果がものすごくあったというのも聞いております。10年前ですが、山崎の商店街は、観光行政は観光による経済効果が広く行き渡るための仕組みづくりであるというふうに考え、当時弁天池の駐車場のみで行われていた観光イベントを商店街全てにイ

ベント会場を広げて、もみじ山という観光コンテンツを大きなもみじまつりという、観光商品へと発展させてきました。その結果が10年近い時を経て、かつてなかったほどに大きなものになり経済効果が現れたものだと思っております。

このことから考えられる教訓としましては、まず、観光コンテンツを整備して、次に観光商品として完成度を高めることで最大の経済効果を得ることであると思えます。その経済効果こそが目標であり、目的になければならないと思うんです。現在、観光部局によって行われている観光は、観光コンテンツの整備にのみ終始していないか、そこが気になっております。それを目標や目的に考えしきっていないのか、ぜひもう一度点検していただきたいと考えます。宍粟市内の観光地と呼ばれるところは、同じ考え方で経済効果を大きくして、宍粟の観光産業を盛り上げる方法を考えていただきたいと思えます。

加えて、このような民間による展望や将来設計、アイデアを観光行政に取り入れていく仕組みとしても、宍粟市の観光プラットフォームの組織化を強く求めていくところでございます。

続いて、その宍粟市のアウトドア推進計画について伺いたいんですが、先ほどエリア全体とは宍粟市全体を指すのであるというお言葉でしたが、それでしたらお聞きします。

宍粟市全体をエリアとするプラットフォームについては、第1次と第2次の観光基本計画で示された観光プラットフォームがあります。その機能として観光主体の連携、観光主体の協議の場を掲げてあって、観光の推進体制として最も重要な方向に位置づけられています。前回の一般質問において、地域づくりミーティングの中で、プラットフォームの創設に向けて協議を進めていくといただいていた、プラットフォームとどう違うのかをちょっと説明いただきたいんです。

○議長（飯田吉則君） 樽本産業部長。

○産業部長（樽本勝弘君） 観光プラットフォームの考え方としましては、前回お答えさせていただいたとおりに、地域づくりミーティングの中で11月に会議をさせていただいて、こういった形でプラットフォームとして運用していきたいということで、皆さんにもお示しさせていただいて、おおむね賛同をいただいております。次回については1月に開催する予定となっておりますので、それを組織としてつくっていくか、会長、副会長とか、組織化をするのか、横のつながりの部会をつくった組織とするのかどうかは、その中で議論をしていく中でやっていきたいと思いますというお話もさせていただいたので、その部分はおおむね了解を得させていただ

いております。

ここで、アウトドア推進計画の部分についても、やはりそこにはまず一番最初に諮る、そこが市としてのまずプラットフォーム、情報提供する場という形と私どもは認識しておりますので、この部分については、この1月にこの案がまとまった部分については、お示しさせていただいて、市としての考え方というのは情報共有をさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（飯田吉則君） 3番、神吉正男議員。

○3番（神吉正男君） ちょっと分からなかったもので、もう一度お伺いしますが、地域づくり推進協議会の中でされているプラットフォーム構想と、それは観光基本計画の下にあるものです。それと、宍粟市のアウトドア推進計画の中で考えられているプラットフォーム、これはどう違うのかというのをお聞きしたんですが、同じものかどうかということですか。

○議長（飯田吉則君） 樽本産業部長。

○産業部長（樽本勝弘君） 基本的な組織の部分、組織というか、大きな集合体としては基本的にはここにうたっている観光プラットフォームも今の位置づけの部分で運用するのは問題ないかなと思っております。しかしながら、先ほども申しましたプラットフォーム中で部会が必要となれば、その部分がアウトドアに特化した部会というところがここで表現されているプラットフォームの一部というふうに私自身は理解しておるといふふうに思っていたらと思います。

○議長（飯田吉則君） 3番、神吉正男議員。

○3番（神吉正男君） 同じ言葉が二つありますとね、やはりどちらがどうのこうのということになって、同じようなものがたくさんあつては、宍粟市の観光施策は進まないと思うんです。ですので、名前だけのところなのかもしれませんが、考え方として先ほど部長はプラットフォームの下にプラットフォームがあるんだ、大きなプラットフォームの下に小さなプラットフォームがあるんだと言われても、プラットフォームという言葉は一緒ですので、そこで誤解が生じて、そこでまた少し違う溝ができてくるのではないかと思うんですが、その整理はまだ今後であるというふうに考えておいていいのか、それともこの言葉を少し考え直さなければいけないのか、そこをお伺いしたいんですが。

○議長（飯田吉則君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 基本的には、観光基本計画というものがあまして、その中でプラットフォームを組織し、いろんな団体、業者さん、観光に携わる人、

行政も入ってやっていこうというのがプラットフォーム、これはイメージしていただいているとおりでと思います。

今回、アウトドア推進計画、これの中で当然この部分につきましても、同じように個々のさっきおっしゃっていただいたようなコンテンツが集合体となって当然売り出していく、点が面になるということも踏まえての計画となっております。そういった意味で、ここにはプラットフォームという表現になっておるんですが、それぞれのテーブルをしておるだけのことでありますので、最終的には観光基本計画が一本大きなものがございまして、その下にアウトドア推進計画であったり、いろんな実施計画というものが下がっておりますので、いずれも関連したものという中でございます。

この中で言っておるプラットフォームにつきましても、ここでは提案の中でプラットフォームという言い方をしておりますので、誤解を招くようなことはあるとは思いますが、そこは少し整理してもう少し分かりやすい形で、同じような仕組みは持たせていくと思っておりますが、これがイコールとか、イコールじゃないという話じゃなくて、もう少し分かりやすい説明ができるように、今後関係団体とも協議を進めてまいりますので、その中でしっかり説明ができるように、もう少し整理させていただけたらと思っております。

○議長（飯田吉則君） 3番、神吉正男議員。

○3番（神吉正男君） その説明で分かりますが、一番初めの御答弁の中で、観光プラットフォームとは、宍粟市全体を指すものであるというふうにおっしゃられましたので、そのものがこのアウトドア推進計画の中に表現されますと、現れますと、今観光協会のほうで進められているプラットフォームはどうなるのだという、その関係性が崩れてくると思っておりますので、そこのところを次回までに直していただきたいと思っております。そういう認識でよろしいかね。はい。

一つ目の質問のアフターコロナの観光施策と二つ目の質問の宍粟市アウトドア推進計画については、全て本来なら観光に携わる関係者や市民と観光団体で組織する観光プラットフォームの中で協議されるべき事柄だと思っておるんです。先ほどの観光案内所についてもそうなんですが、結果を評価して検証して課題を改善していくということ、これらの具体の作業についても観光プラットフォームの中で議論されるべきだと思っております。それは市民協働につながることだというふうに思っています。ですので、観光に関する人たちが集まる組織を早急につくるべきだと思います。

以前から申し上げております、市長にもよくお伝えしております点と点を結んで線にする、線と線をつないで面にする、これは場所と場所をつなぐという意味でもあるんですが、人と人とを結ぶということが大切だと思うんです。それがプラットフォームだと思っているんです。経済効果により観光産業を盛り上げる施策を推進していただきたいというふうに思っております。

これでアウトドアのほうは終了します。

次、人口減少について伺います。

交通渋滞を解消するための都市計画道路の建設や市道の維持管理、町並みを意識した先ほども出てきましたが、商店街の石畳風の道路を改修、それから駐車場問題を解決するための観光駐車場、せせらぎ公園、夢公園、最上山公園などの整備、これらのハード事業に関して大変力を入れていただいております。一部には、山崎のことは心配されていないんじゃないかなんていう、そういう住民もおられます。それは先ほども市長のほうから答弁いただきました見えにくいソフト事業が見えるようになっていないからだと思うんです。

山崎町山崎地区の人口減少の割合の数字は、山崎の人口減少の割合はお持ちでしょうから、状況はよくお分かりだと思いますが、山崎小学校の生徒数、この人数にもそれは現れております。子育て世代の減少に課題があるんだと思うんですが、また、後継者不足によって商店や住民の減少も合わさって地域住民は不安が募っている、そういう状況だと思うんです。

そこで、第2のダムの大きさと深さを考えながら、子育て世代の流入を得て定住してもらうための環境を整える必要があると考えます。山崎町山崎地区は共働きの世帯に対応した住みやすい地区だよというようなふうに、私は実際にそう思っているんですが、それを周知していただきたい、ソフト面で何かよい施策を考えていただきたい、これが今回の趣旨の質問なのでございます。なかなか具体的な提案はできてこないかもしれませんが、ソフト面で何かよい施策を考えていただきたい、このことに対して御答弁いただけますか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 御承知のとおり、先ほどおっしゃった山崎のあの町並みを含めた山崎地区については、かつてD I D地区だったかな、D I D地区ということで人口1万人ということで、いろんなことで非常にそのぐらいの地域だったんです。ところが時代の流れの中で町並みも含めてですが、まちの人口の動態が今度はドーナツ化現象になってきたという状況であります。いわゆる周辺にだんだん人がと、

こんな状況がこの時代とともに流れてきて、一つは、やっぱり事業をされている皆さんの承継の問題も当然あったわけでありまして。いわゆる跡継ぎをどうするかということ。それはいろんなことが相まってなかなか承継も難しい状況になったと、こういうことだと思います。ドーナツ現象と同時に、どちらかというところ、少子化が非常に急激にまちの真ん中で起きたという状況が現実この時代の中で起きていったのも事実だろうと思っています。

そこで、今やっぱり私たちは、常々これから戦略の中でやっぱり子育て環境だったり、いろんな意味で、もちろんハードも大事ですけど、ソフト面でどうしていくかということなんですけど、やっぱり今日この社会の中では子育てしやすい環境をどうするかによって、ひょっとして若い人たちの定着の可能性が非常に大きいと、こういう観点では今度こども園ができることによって、そこでソフト面での注入がどうなっていくのか、これは大いに期待できるんじゃないかなと、こんなふうに思っています。

それだけではなく、いろんな意味で子育て機能の中で、子育てしやすい、あるいは場合によって、子どもたちがここで何か集うたり、あるいは商店街の中でも親子が何かできたり、そんな意味のものをひょっとして導入することによって、定着が図れるんじゃないかなと、そんなふうにさえ思っております。そういう意味では商店街の皆さん、町中のああいう若い人たちの皆さんやいろんなことと一緒に考えてながら、何かをハード面ではなく、ソフト面で何かできないかということは今後議論しながら、進めていけたらなあ、こんなふうに思っています。

○議長（飯田吉則君） 3番、神吉正男議員。

○3番（神吉正男君） 分かりました。山崎地区に関しましては、民間に任せておけば放っておいても大丈夫だというような意識があるのかと私は心配して今回の質問をさせていただいております。今回は現実を市長がどのように承知されておられるのかということを知りたくて質問いたしました。

最後に、第2投票所についてなんですが、御答弁の内容としては、私の解釈として、課題を解決して次回の投開票日から、第2投票所区域の東寄りの市民は第4投票所である市役所で投票できるようにするというふうに捉えておいてよろしいでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 前田総務部長。

○総務部長（前田正人君） はい、おおむねそのように捉えていただいているんですけども、第2投票区は自治会が多うございます。そこが皆こちらへと言われると、

ちょっと都合が悪い、そこで関係の自治会と協議していただいて、近くの方はこちらへというぐらいの、そういう変更であれば可能であるということで理解いただきたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 3番、神吉正男議員。

○3番（神吉正男君） その自治会との調整をよろしく願いたしまして、今回の私の一般質問を終わります。

○議長（飯田吉則君） これで、3番、神吉正男議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月9日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時21分 散会）